

140 大正11年5月 局長會議における主税局長内牒

大正十一年五月十一日

御坊稅務署長殿

大阪稅務監督局

本年四月開催稅務監督局長會議席上、事務執行上ニ付主税局長〔松本重威〕ヨリ別項ノ通り特ニ注意有之候条、参照セラルヘク此段及内牒候也

(前略)

一 事務措弁上常識ヲ要スルハ大臣ノ訓示中ニモ述ヘラルル所ナリ、然ルニ推理演繹ノ一方ニ走リテ全ク常識ヲ逸スル処分ヲ為スコトナキニシモ非ス、斯ノ如キハ理論ニ勝ツモ實際ニ敗ルルモノニシテ、動モスレハ世間ノ同情ヲ失ヒ冷笑ヲ招クニ過キス、故ニ吏員ノ能率昂上ト共ニ常識ノ養成ニ付、十分注意セラレンコトヲ望ム

但シ、相当ノ理解ナキ常識判断ハ動モスレハ妄断ニ流レ、或ハ偏頑ニ陥ルコトアルヲ以テ、之ヲ部下ニ鼓吹スルニ当リテハ其ノ地位又ハ経歴ニ応シ相当ノ斟酌ヲ要スルコト勿論ナリ

二 稅務執行ニ関シ苦情等ノ起ルハ其ノ事件ニ応シ種々ノ事由存スト雖、多クハ外部ニ対シ意思ノ疎通ヲ欠キ、又ハ説明応答ノ徹底セサルニ依ルモノ多キカ如シ、故ニ

(イ) 署長ハ常ニ外部トノ接触ニ努メ意思ノ疎通ヲ図リ置クコト

(ロ) 課税上ニ関スル質問等ニ対シテハ成ルヘク署長自ラ之ニ当ルヲ本則トシ、比較的大ナル署ニ在リテハ已ムヲ得ス課長又ハ相当堪能者ヲシテ之ニ当ラシムヘク、而シテ其ノ応対ニ付テハ言語態度ヲ最モ懇切ニシ、且事理ヲ

尽シテ十分諒解ヲ得セシムルコト

三 外部ニ發スル文書、殊ニ召喚狀等ニ在リテハ、仮令職權ニ基クモノトハ云ヒ、其ノ受信者ノ地位人格等ニ對シ礼ヲ失シ、為ニ非難ヲ招キ延テハ稅務ノ執行ニ障害ヲ及ボスノ虞アルモノナキニ非ルカ如シ、故ニ署長ハ如何ニ多忙ナルモ、必ス外部ニ發送スル文書ハ自ら査閲シ、斯カル欠陥ナキヲ期スルコト

四 昨年ノ所得稅決定ハ少クモ大都會地ニ在リテハ誤謬少カラザリシカ如シ、本年ハ一層事前ニ注意シテ誤謬ナキヲ期スルハ勿論、苟モ誤謬アリタルトキハ決シテ之カ訂正ニ吝ナラサルコト、且其ノ還付追徵ハ成ルヘク速ニ之ヲ実行スルコト

五 會計檢査報告ヲ見ルニ甚タ幼稚ナル誤謬少カラス、之レ全ク吏員ノ不慣又ハ不注意ノ結果ト認ム、而今相當方法ヲ講シテ斯カル失態ナキヲ期スルコト

六 稅務署ニ在リテハ既往ノ決定稅額（主トシテ法人所得稅）ヲ誤謬ナリトシテ訂正シ、追徵ヲ為スモノ往々之アルカ如シ、何レモ相當事由アルヘク、從テ一概ニ非難スヘキニ非スト雖、形式上ヨリ言ヘハ一旦稅務署力是認決定シタルモノヲ後日ニ至リテ更訂追徵スルカ如キハ、納稅者タル地位ヨリ言ヘハ不安之レヨリ大ナルハナシ、第三種ノ所得稅ニ於テ調査會ノ決議ヲ經テ決定シタルモノニ對シ、稅務署限り増加變更ヲ許ササルカ如キハ、洵ニ故アリト云フヘシ、故ニ一旦決定シタル稅額ハ重要ナル事故ト顯著ナル証拠アラサル限りハ、容易ニ増加變更ヲ為ササルコトトシ、此場合ニハ署長ヲシテ監督局長ノ認可ヲ得セシムルハ勿論、重大ト認ムルモノハ本省ノ承認ヲ求メラルルコト

七 所得稅及營業稅調査會ヲ開キタル後、稅務署ノ調査未完ナル故一時休會ヲ求ムル向アルカ如シ、之レ事實ニ於テ調査會ノ調査期間ヲ短縮ストノ非難ヲ招クコトナキヲ保セサルヲ以テ、開會前ニ調査ヲ完了シ、苟モ開會シタル

以上ハ決シテ稅務署ノ都合ニ依リ休会ヲ請求セサルコト

(後略)

(昭 55 大阪 17)

141 大正 11 年 8 月 大藏省直稅事務講習會の開催

大正十一年八月三日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長殿

大藏省ニ於テ來ル九月中旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内稅務官吏中前途有望者約九十名ヲ選定シ、直稅事務従事者養成ノ目的ヲ以テ稅務講習會開催ノ趣ニシテ、当局管内ヨリ講習員候補者十六名ヲ選拔推薦スル管ニ有之候條、左記各項御了知ノ上、來ル八月十日迄ニ必ス本局ニ到達スル様推薦書提出相成度、此段及通牒候也

記

第一 講習科目

(一) 民法大意 (二) 商法大意 (三) 行政法大意 (四) 各国租稅制度 (五) 商業学

(六) 會計法 (七) 簿記法 (八) 所得稅實務 (九) 營業稅實務

第二 講習員候補者推薦要件

一 志操健全ニシテ永ク稅務ニ従事スルノ見込確實ナル者

二 直稅事務ニ従事セシムルニ適任ト認ムル者

三 年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、且ツ現在判任トシテ七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直稅事務ヲ滿二年以上従事シタル者、但シ年限ノ点ニ於テ本文ニ該當セサルモ、特ニ適任ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ナシ

四 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ同等以上ノ学力アリト認ムル者、但シ極メテ俊秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認ムルモノニシテ、中学三年以上修業又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者ハ、本文ノ資格ヲ欠ク者ト雖、他ノ要件ニ鑑ミ推薦スルヲ妨ケス、此ノ場合ニハ備考ヲ設ケ特ニ其ノ人物性行等、之ヲ適當ト認メタル事由記載ノコト

五 本省講習並本省講習ト略同程度ノ講習ヲ受ケサルコト

第三 候補者選定数

一 候補者一名ノ署

東、西、南、北、玉造、堺、岸和田、住道、上京、下京、伏見、福知山、舞鶴、神戸、西宮、伊丹、姫路、奈良、和歌山、八幡、福井、金沢、小松、松任、出町

二 任意ノ署 前記以外ノ各署、但シ有無共申報ヲ要ス

第四 以上ノ候補者選定数ハ、既ニ本省講習ヲ受ケタル者配置シアル署ニ対シテハ之ヲ斟酌シテ任意トセルモノアリ
本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第五 講習員候補者推薦書様式 「省 略」

大正十一年八月三十日

小浜稅務署長殿

大阪稅務監督局印

大藏省主催稅務講習員トシテ当局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、当該稅務署長ハ左記事項了知ノ上、当該講習員ニ対シ出張命令相成度、猶開会期日ハ大体来ル九月十八日ノ予定ナルモ、多少ノ變更ヲ見ルヤモ難計趣ニ付確定ノ上ハ更ニ通知可致候間、御了知相成度、此段及通牒候也

記

- 一 筆記用紙及文具(講本ヲ交付スル見込ナルモ、筆
記ノ必要アル場合ノ準備トシテ)ヲ携帯スルコト
- 二 服装ハ可成洋服ノコト、但シ和服ノ場合ハ羽織袴着用ノコト
- 三 会場 東京市麴町区大手町 東京稅務監督局内
- 四 講習員氏名(別紙ノ通り)〔省略〕

大正十一年九月二日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長殿

大藏省主催稅務講習会ハ来ル九月十八日開会ノコトニ決定致候条、当該稅務署長ハ左記事項了知ノ上、当該講習員ニ対シ同日午前八時迄ニ会場東京稅務監督局ニ出頭候様出張命令相成度、此段及内牒候也

記

一 会期 来ル九月十八日ヨリ約四十日間ノ予定

二 講習員ニハ滞在四十日間ノ予定ニテ、税務講習会講習員トシテ東京市へ出張ヲ命スルコト

三 講習員中出発前病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其旨直ニ上申スルコト

(平 19 金沢 279)

142 大正12年5月 局長會議の諮問事項説明書

秘第一八五号

大正十二年五月十四日

熊本税務監督局

税務署長殿

局長會議ノ諮問事項説明書別紙送付スルニ付、本趣旨ヲ体シ答申書提出セラルヘシ

追テ、答申書ハ必ス一問毎別紙ニ記載スルヲ要ス

税務監督局長會議諮問事項要旨

一 税務行政執行ノ方針ニ関スル意見如何

(要旨)

税務行政ノ執行ニツキテハ社会民心ノ帰趨ヲ察シ国民經濟ノ推移ヲ稽ヘ、時ト処トニ善処シテ適當円満ナル執行

ヲ期セサルヘカラス、人心ノ變化、經濟界ノ變遷、今日ノ如ク著シキ時代ニ於テハ、執行方法ニ關シ殊ニ考慮ヲ要スルモノ少ナシトセサルヘシ、例ヘハ所得稅、營業稅等ニ關シ調査主義ニ偏シ申告ヲ輕視スルノ傾向アルコト、直稅調査ニ關シ標準率ニ重キヲ置ク為賦課カ実情ニ添ハサル嫌アルモノアルコト、賦課徵收ニ關シ細故ニ囚ハルルノ結果、所謂苛斂誅求ノ非難ヲ招ク嫌アルコト等ノ如キ、或ハ稅法智識ヲ一般ニ普及セシムル方法、若ハ官民協調ノ趣旨ヲ徹底セシムル手段等ニ關シ、尚考慮スヘキコトナキヤ、此等ノ諸点ニ付各署ノ現況ニ鑑ミ、將來講セムトスル事項ニ關シ意見ノ開陳ヲ望ム

二 改正營業稅法實施ノ狀況、並將來施設セムトスル事項如何

(要旨)

營業稅法ノ改正ニシテ既ニ本年實施セルモノアリ、其ノ狀況、成績並納稅者ノ之ニ對スル感想如何、又改正規定ニシテ今後實施セムトスルモノアリ、之ニ對シ將來施設スヘキ事項ナキヤ、之ニ關スル意見ニ付答申ヲ望ム

三 改正所得稅法ノ實施ニ關シ將來施設セムトスル事項如何

(要旨)

綜合課稅主義採用當時ヨリ問題トナリシ、保全會社、銀行預金ニ關スル規定ハ漸ク第四十六議會ヲ通過シ、本年四月ヨリ之カ實施ヲ見ルニ至レリ、此ノ保全會社ノ取締、預金課稅等ニ付、管内ノ実況ニ鑑ミ施設ヲ要スル事項ナキヤ、若アリトセハ之ニ付具体的ノ答申ヲ望ム

四 間稅檢查監督改善後ニ於ケル実況如何

(要旨)

昨年ノ局長會議ニ於テ間稅檢查監督ノ改善刷新ニ關スル意見ヲ答申セラレタリ、此等ノ事項ハ各実行セラレタル

コトト信ス、其ノ施設ノ成績効果ニ付答申ヲ望ム

五 大正十二年度及大正十三年度ニ於ケル租税収入ノ見込如何

(要旨)

将来財政計画ノ参考上、右両年度ノ収入ニ付大体ノ状況ヲ述ヘラレムコトヲ望ム

六 行政整理ニ依ル予算節減ニ対スル対策、及事務改善ノ施設ニ関スル意見如何

(要旨)

税務官署ノ予算ハ従来ト雖不足勝ナリシニ、今回ノ行政整理ニ依リ定員経費共多大ノ節減ヲ受ケタルニ依リ、適当ナル対策ヲ講シ整理ノ為受クル影響ヲ最少限度ニ止ムルノ要アリ、而カモ他面事務ノ發展刷新ニ因リ経費ノ増加ヲ伴フヘキモ、新ニ施設セサルヘカラサル事項不尠ルヘシ、依テ以上ノ趣旨ニ依リ左記諸点ニ関シ具体的意見ノ答申ヲ望ム

イ 税務機関並ニ其ノ組織ノ改善

ロ 従事員ノ能率増進

ハ 事務取扱方ノ改善

国有財産事務諮問事項

一 国有財産ニ関スル事務取扱状況及改善ヲ要スト認ムル事項如何

要旨省略

第五問付属表

大正十二年度及十三年度租税収入見込額調〔省 略〕

(昭59 福岡 21)

143 大正12年6月 局長會議における大蔵大臣訓示

内達第三号

税務署

今回開催セラレタル税務監督局長會議ニ於ケル税務行政ノ方針ニ関スル市来「乙彦」大蔵大臣訓示及黒田「英雄」主税局長演達ノ要領ハ別紙ノ通ニシテ、要ハ社会民心ノ帰趨ヲ察シ時代思潮ノ推移ヲ稽ヘ、能ク時勢ニ適合スルノ施設ヲ講シ、之カ執行ニ当リテハ徒ラニ煩細ニ流レテ大綱ヲ失フコトナク、常ニ寛嚴宜ロシキヲ制シ、納税者ヲシテ課税ニ対シ十分理解スル所アラシメ、怨嗟ノ声ナク税務執行ノ円満ナル効果ヲ収ムルニ在リテ、此趣旨ハ曩ニ稅務署長會議ニ於テ訓示シ、又当面ノ問題タル第三種所得調査方針トシテ指示セル所ナルヲ以テ、各署トモ此方針ニ基キ夫々施設セルコトト信スルモ、尚別紙ノ趣旨ヲ体シ稅務執行上フ違算ナキコトヲ期スヘシ

大正十二年六月十三日

名古屋稅務監督局長 杉 一郎 印

市来大蔵大臣訓示要領（大正十二年五月三十日 稅務監督局長會議席上）

(別紙)

茲ニ諸君ヲ会同シ私ノ意見ヲ陳フルコトヲ得ルノハ、私ノ最モ欣快トスル所デアリマス。

私ハ諸君カ忠実ニ其ノ職務ニ従事シ嚴正ニ其ノ身ヲ持シ、戦後反動ノ時期ニ際シテ最モ多難ナル我カ稅務行政ヲ処理シテ、常ニ優秀ノ成績ヲ挙げテ居ラル、コトヲ充分ニ諒解シテ居リマス。此点ニ付諸君ノ勞ヲ多トシ且衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表シマス。

抑々世界大戦ノ結果、我財政經濟ハ各方面ニ亘リ深甚ナル影響ヲ受ケテ居ルコトハ、諸君ノ熟知セラルル通りデアリマス。而シテ著シク膨張シタル我歲計ハ、國民負担ノ現状並將來ノ收入狀況ニ照シテ之カ緊縮ヲ図ルノ止ムヲ得サルモノアリ、加之事業界並金融界ノ整理刷新ヲ促シ個人ノ消費節約ヲ奨励シ、産業ノ發展ヲ促進セシムル等ノコトト相俟ツテ、財政行政ヲ整理スルハ戦後經濟ノ回復振興ヲ期スル上ニ於テ最モ緊要ノ方策デアリマス。依テ大正十二年度予算ニ於テハ、陸海軍備ノ縮少、一般行政ノ整理、事業ノ繰延、國債發行額ノ減少、國債償還ノ復活、稅制ノ整理等ヲ実行シタノデアリマスルカ、右ノ内行政整理並稅制整理ニ付テハ、茲ニ一言ヲ費シ諸君ノ御考慮ヲ煩ハシタイト存シマス。

惟フニ近時我國歲計ノ膨張並社会ノ進展ニ伴ヒ、稅務行政ノ如キハ其ノ事務益々多端ナルヲ免レナイノデアリマス、特ニ近年屢々稅法ノ改正カアツタ結果トシテ、稅務ノ複雑多岐ニ涉レルコトハ、蓋シ想像スルニ余リアル所デアリマス。此ノ時ニ当リ本年度ニ於テハ稅務各庁ニ於ケル人員經費ニ多額ノ削減ヲ見ルニ至リマシタコトハ、稅務執行ノ任ニ當ラルル諸君ニ取ツテ苦痛少ナカラサルコトト諒察シ、衷心同情ニ堪エナイ次第デアリマス。然シナカラ此ノ事タル固ヨリ國家ノ大計上寔ニ止ムヲ得サルニ出テタルモノデアリマスカラ、諸君モ此ノ事情ヲ充分ニ諒解セラレ、此ノ新局面ニ適應スル様用ヲ節シ費ヲ省キ、事務ノ分配能率ノ増進、其ノ他各般ノ方面ニ於テ工夫ヲ凝ラシ、稅務行政ノ刷新ヲ図ルニ遺憾ナカラムコトヲ切望至シマス。

又税制整理ノ問題ハ多年ノ懸案デアリマシテ、出来得ル限り速ニ之カ実行ヲ期スルヲ必要ト考ヘテ居リマス。然シナカラ我国ノ如キ複雑多岐ナル租税制度ヲ根本的ニ整理スルノ業ハ、一朝一夕ニシテ之ヲ實現シ得ヘキモノテハアリマセン。特ニ経済界ノ不安定ナル今日ノ場合ニ於テ然リデアリマス。依ツテ政府ハ大正十二年度予算ノ編成ニ当リテハ、先ツ当面ノ急務ト認ムルモノニ付適當ノ改廢ヲ加フルコトト致シタノデアリマシテ、今ヤ之カ実施ノ時期ニ入ツタノデアリマス。希クハ周到ノ用意ヲ払ヒ慎重ノ調査ヲ遂ケ、所期ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナカラムコトヲ希望致シマス。而シテ右応急ノ整理ニ次イテ我国租税制度ノ体系ヲ完備シ、財政上ノ弾力ヲ増加シ、国民負担ノ公正ヲ図ル為ニ更ニ一般ノ税制整理ヲ必要トスルコトハ論ナキ所デアリマシテ、政府ハ之カ調査ノ歩ヲ進メテ居ル次第デアリマス。而シテ中央並地方財政ノ密接ナル關係ニ鑑ミ、地方税ノ体系ニ付テモ慎重ニ考慮スルノ必要カアルト考ヘマス。稅務執行ノ局ニ当リ納稅者ノ実情並地方經濟ノ状態ニ通セラルル諸君ノ意見ハ、右税制整理ノ実行上最モ適切ナルモノト信シマスカラ、此等ノ点ニ関スル意見ハ事細大トナク之ヲ開陳セラレムコトヲ希望致シマス。

又我国ノ租稅收入ハ近年著シク増加シ、大正十一年度ニ於テハ既ニ約九億円ニ達シ、國庫收入中最モ重要ナル部分ヲ占メテ居リマス。從テ稅務行政ノ成績カ挙カルト否トハ正ニ帝國財政ノ基礎ヲ左右スルモノデアリマス。又國民各白ノ立場ヲ見マスルニ、租稅ノ負担ハ年ト共ニ増加シ、近時其ノ負担モ輕カラサル実況デアリマス。從テ納稅者間ニ於ケル負担ノ公正ヲ期シ、且納稅者ヲシテ課稅ニ付充分ノ諒解ヲ得セシムルコトハ、稅務行政其ノ宜シキヲ得ルヤ否ヤニ係ツテ居リマス。加之現時ノ如ク國民思想ノ變遷著シキ時代ニ於キマシテハ、稅務執行ニ依リテ生スル影響ハ頗ル広汎且深甚デアルコトハ言フ俟タナイ所デアリマス。諸君ハ深ク此ノ点ニ顧ミテ社会民心ノ帰趨ヲ察シ、時代思潮ノ推移ヲ稽ヘ能ク時世ニ適合スルノ施設ヲ講シ、之カ執行ニ当リテハ徒ラニ煩細ニ流レテ大綱ヲ失フコトナク、常ニ寬嚴宜シキヲ制シ、納稅者ヲシテ課稅ニ對シ能ク理解スル所アラシメ、怨嗟ノ声ナク稅務執行ノ円滿ナル効果ヲ収ム

ルヲ期セラレムコトヲ望ミマス。

稅務執行ニ関スル事情斯クノ如クテアリマスカラ、其ノ局ニ当ル者ハ先ツ以テ其ノ職責ノ重大ニシテ其ノ事務ノ困難ナルコトヲ痛切ニ自覺シ、苟モ荒ム事ナク怠ル事ナク、努メテ倦マサル様、各自常ニ其ノ精神ノ緊張ヲ保ツコトカ最モ緊要テアルト考ヘマス。而シテ稅務ノ執行ニ関シテハ諸般ノ法令準則ノ備ハレルモノカアルコトハ申スマテモアリマセヌカ、此等ノ法令準則ハ年ト共ニ複雑ヲ極ムルノ実情テアリマスカラ、諸君ハ常ニ部下ノ官吏ヲ指導シ之カ教養習熟ニ努メ、専門的知識ノ養成ニ怠ルコトナク、以テ徵稅上過誤ナク違算ナキヲ期スルコトカ肝要テアルト考ヘマス。然シナカラ行政ノ妙諦ハ形式ヲ去ツテ實質ニ就キ、理論ニ偏セス實際ヲ重シ、苟モ末節ニ拘泥シテ大綱ヲ失フカ如キ事ナキニ在ルト考ヘマス、從ツテ徒ニ法規ノ字句ヲ金科玉条トシ窮屈ナル解釈ヲ下シテ、人情ノ機微ト社会ノ活機ヲ顧念セサルニ於テハ、到底円満ナル稅務ノ執行ヲ見ルコトカ出来ナイト思ヒマス。此ノ意味ニ於テ私ハ諸般行政ノ衝ニ当ル者カ、常識ヲ涵養スルノ必要ナルコトヲ常ニ唱ヘテ居ルノテアリマスカ、殊ニ稅務執行ノ局ニ在ル者ニ取リテハ、其ノ必要一層緊切ナルヲ感スル次第テアリマス。此ノ如ク其ノ局ニ在ル者カ常ニ其ノ精神ヲ緊張セシメテ事ニ当ルヘキハ申スマテモナク、又専門的知識ノ養成ト共ニ常識ノ涵養ニ付テ充分ノ工夫ヲ致スヘキコトニ付テハ、特ニ諸君ノ御考慮ヲ煩ハシタイト考ヘマス。

次ニ国有財産ニ関スル事務ニ付一言致シマス。昨年四月以來国有財産法ノ施行ニ依リ国有財産管理制度ノ統一新ニ成リ、国有財産ノ整理亦其ノ緒ニ就クヲ得タノテアリマスカ、其ノ処分ノ適否ハ往々各地方人民ノ利害ニ関スルモノカ少クナイト考ヘマス。諸君ハ其ノ処分ノ時期並方法等ニ付法規ノ關係及各地方ノ經濟事情ヲ慎重ニ勘案シテ適当ノ計画ヲ樹テ、対価ノ評定中正ヲ得ルニ努メ、妄ニ事功ヲ急キテ物議ヲ讓^{觸カ}ササル様注意アランコトヲ望ミマス。

最後ニ官紀振肅ノコトニ付テ申述ヘテ置キタイト思ヒマス。凡ソ官吏ノ公正廉潔ナルヘキハ服務規律ノ命スル所テ

アリマシテ、殊ニ稅務官吏ノ如ク直接國民ノ私經濟ニ立チ入ツテ其ノ職務ヲ執行スル者ニ在ツテハ、一層其ノ緊切ナルモノアルヲ感スルノテアリマス。從ツテ諸君モ部下官吏ノ品性ヲ高潔ナラシメ、苟モ非違ナキヲ期スルコトニ付テハ、從來ヨリ相当ニ工夫施設セラレタコトトハ信シマスルカ、尚ホ職司ヲ洗シ他ノ指彈ヲ招ク者カ其ノ跡ヲ絶ツニ至ラナイノハ深く遺憾トスル所テアリマス。想フニ官紀ノ振肅ヲ図ルニハ単ニ形式的ノ訓示ノミテハ到底其ノ目的ヲ達スルコトハ出来ナイノテアリマシテ、董督者自身カ実践躬行シテ範ヲ示スコトカ最モ肝要テアルト信シマス。諸君ハ殊ニ此ノ点ニ留意セラレ、官紀ノ振肅ニ付一層努力セラレムコトヲ望ミマス。

今回諮問シタル事項ハ、現下ノ稅務行政ニ関シ夫々重要ナル事項テアリマスカラ、腹藏ナク意見ヲ開陳セラレムコトヲ望ミマス。

主稅局長ノ演達要領（大正十二年六月六日 稅務監督局長會議ニ於テ）

諸君カ連日熱心ニ會議ヲ繼續セラレタル結果、有益ナル意見ノ交換ヲ為シ、此ノ會議ノ目的ヲ充分ニ達スルコトヲ得タリ、閉會ニ際シテ深く其ノ勞ヲ謝ス、諮問事項ニ對スル各局ノ意見及協議事項ノ審議顛末等ハ之ヲ詳細上司ニ具申シ、尚充分研究ヲ遂ケタル上追テ夫々通牒スルコトトスヘキモ、唯此ノ際稅務行政ノ大体方針ニ関シ少シク注意スル所アラムトス、稅務行政ノ方針ニ付テハ過日大臣ヨリ詳細訓示セラレタル所ニシテ、即チ要ハ『社会民心ノ帰趨ヲ察シ時代思潮ノ推移ヲ稽ヘ、能ク時世ニ適合スルノ施設ヲ講シ、之カ執行ニ當リテハ徒ラニ煩細ニ流レテ大綱ヲ失フコトナク、常ニ寬嚴宜シキヲ制シ、納稅者ヲシテ課稅ニ對シ能ク理解スル所アラシメ、怨嗟ノ声ナク稅務執行ノ円満ナル効果ヲ収ムル』ニ在リ、而シテ此ノ方針ハ從來監督局長會議等ニ於テ屢々示達セラレタル所ナリト雖、近来ノ実績ニ依レハ其ノ趣旨カ必スシモ全般ニ徹底シアルモノトハ認め難ク、多数ノ吏員中ニハ本省ノ方針ヲ誤解シテ、動モ

スレハ時代ノ趨勢ニ反スルカ如キ取扱ヲ為スモノナキニアラス、仍テ今回更ニ此ノ点ヲ重ネテ訓示セラレタルモノト信ス。從來ノ沿革ヲ見ルニ各税調査ノ未タ徹底セザリシ當時ニ於テ、課税充実ノ方針ヲ採リタル時代アリ、殊ニ戦時好況ノ際ニ於テ經濟界ノ發展ニ伴ヒ調査ノ周到ヲ期シ、以テ負担ノ公平ヲ保持スル為積極的課税方針ヲ採リタルカ如キハ寔ニ已ムヲ得サル所ニシテ、是レ固ヨリ課税ヲシテ其ノ時代ノ事情ニ適合セシムル所以ナリト雖、今日ノ如ク經濟界ノ不振ニ加フルニ、社会民心ノ變化著シク租税ニ対スル論議亦盛ムナルノ時ニ於テハ、自ラ之ニ対スル態度ヲ慎重ニシテ、苟モ課税ノ嚴ニ失スルカ如キ弊害ナカラシムルコトニ深甚ノ注意ヲ払フヘキハ、固ヨリ当然ノコトナリト信ス。諸君ハ能ク此ノ趣旨ヲ体シテ部下ヲ指導シ、稅務行政ヲシテ時代ノ趨向ト背馳セシムルカ如キコトナカラシムルコトニ留意セラレタシ

諮問事項第一問ニ対スル各局ノ答申ハ大体以上ノ趣旨ニ合致スルモノト認メラルルモ、中ニハ多少其ノ度ヲ超エルモノト認メラルル点ナキニアラス、今答申要領ヲ基礎トシテ一般方針ノ概要ヲ示セハ、左ノ如シ

第一 調査決定ノ根本方針ニ関スル事項

- 一 負担ノ權衡ヲ保持スルコトヲ主トシ、徒ラニ歳入ノ増加ノミヲ企図セサルコト
- 二 大綱ヲ捕捉スルコトニ努メ細故ニ拘泥セサルコト
- 三 都会ナルト村落ナルト、又大納税者ナルト小納税者ナルトニ依リ、調査ノ寬嚴ヲ異ニセサルコト
- 四 各種ノ標準率ヲ作ルハ大体ノ推定方法ニ過キササルヲ以テ、特殊ノ理由アルモノニ付テハ適當ニ之ヲ加減シ、實際ノ負担力ニ適応シタル課税ヲ為スコト

第二 稅務官庁ノ態度ニ関スル事項

- 一 法規ノ適用ヲ常識のナラシムルコト

- 二 言動ヲ慎重、所謂官僚的欠点ヲ脱シ懇切ヲ旨トスルコト
- 三 公明正大ノ態度ヲ持シ策略ヲ弄スルカ如キコトヲ避クルコト
- 四 徒ラニ秘密主義ヲ採ルコトナク、標準率ハ必要ニ応シ之ヲ開示スルモ妨ケナキコト
- 五 事務ノ取扱ヲ鄭重ニシ誤謬決定等ヲ少ナカラシムルト同時ニ、苟モ誤謬ヲ発見シタル以上速ニ之ヲ訂正シ、其ノ税金ノ還付等モ之ヲ敏速ニスルコト
- 六 必要ノ程度ヲ超エテ实地調査ヲ為スカ如キコトナカラシムルコト

第三 官公署ノ共助及団体利用ニ関スルコト

- 一 常ニ關係ノ官公署ト接触シ意思ノ疎通ヲ図ルコト
- 二 市町村等ヨリ附加税資料等ノ照会アリタルトキハ可成懇切ニ回答スルコト
- 三 他ノ官公署ノ調査資料ニシテ課税ノ参考トナルモノハ、其ノ開示ヲ求ムルコト当然ナルヘシト雖、大局ノ打算上秘密ニ属スル事項少ナカラサルヲ以テ、強テ其ノ開示ヲ求ムルカ如キ態度ヲ慎ムコト
- 四 商業會議所商工団体等トノ協商ヲ円満ナラシムルコトヲ努メ、広ク其ノ意見ヲ徴シ且ツ之ヲ尊重スルノ方針ヲ採ルコト、但シ之ニ付テハ動モスレハ其ノ程度ヲ超エ団体ノ不当ナル制肘干渉ヲ受クルノ弊害ヲ生シ易キヲ以テ、慎重ノ注意ヲ払フコト

第四 納税思想ノ普及稅務行政ノ民衆化ニ関スル事項

- 一 納税者ヲシテ能ク税法ノ精神及稅務執行ノ方針ヲ了解セシムル様努力スルコト
- 二 前項ノ趣旨ヲ以テ各種ノ印刷物ヲ配付シ、又ハ講演会ヲ開キ、若ハ大都市ニ稅務相談部ヲ設置スル等、何レモ適當ノ方法ナルヘシト雖、當分ノ間ハ特ニ經費ヲ増配スルコト困難ナルヲ以テ、予メ適當ノ計画ヲ樹テ当初ヨリ徒

ラニ其ノ範圍ヲ拡張シテ、遂ニ竜頭蛇尾ノ結果ニ終ルカ如キコトナキ様注意スルコト

三 課税ニ対スル納税者ノ異議不服等ハ懇切ニ之ヲ聴取シ、充分ノ説明ヲ与ヘテ諒解セシムルト共ニ、必要ニ応シ其ノ救済手続等ヲモ教示スルニ吝ナラサルコト

四 輕佻浮薄ナル態度ニ出テサルノ程度ニ於テ、常ニ納税者ニ対シ好意ヲ示シ、適當ノ待遇ヲ与ヘテ苟モ其ノ感情ヲ害スルカ如キコトナカラシムルコト

五 一面納税觀念ノ普及ニ努メ、申告奨励ノ手段ヲ講スルト共ニ、常ニ民意ヲ尊重シ誠実ナル申告ハ之ヲ可成採用スルノ方針ヲ採ルコト

六 納税者ノ申請・申告等ニハ可成便宜ヲ与ヘ且ツ之ヲ簡便ニシ、必スシモ書面ノ必要ナキモノニ付テハ、可成口頭申請ノ途ヲ開クコト

(平12 名古屋 507)

144 大正12年7月 署長會議における局長訓示

局長訓示伝告ノ件

各員

今般稅務署長會議ノ際、監督局長ヨリ別紙ノ通訓示有之候條、各員深ク其ノ旨ヲ体セラルヘシ
右伝告ス

大正十二年七月二日

署長印

局長訓示要旨（大正十二年六月二十五日稅務署長會議ニ於テ）

曩ニ命ヲ当局長ニ承ケ、茲ニ始メテ諸君ト会同スルノ機ヲ得タルハ最欣幸トスル所ナリ

過般開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣訓示ノ要領ハ先般諸君ニ伝達シタリ、充分玩味シテ其ノ意ノ存スル所ヲ体得セラルヘク、就中社会民心ノ帰趨ヲ察シ時代思潮ノ推移ヲ稽ヘ、能ク時世ニ適合スルノ施設ヲ講シ、之ヲ執行ニ当リテハ徒ニ煩細ニ流レテ大綱ヲ失フコトナク、常ニ寬嚴宜キヲ制シ納稅者ヲシテ課稅ニ対シ能ク理解スル所アラシメ、怨嗟ノ声ナク稅務執行ノ円満ナル効果ヲ収ムルヲ期スヘキハ、稅務執行ノ大体方針トシテ最留意スヘキ要點ナリト信ス、現下ノ如ク經濟界ノ不振ニ加フルニ社会民心ノ变化著シク、租稅ニ対スル論議亦専ラ盛ンナルノ時ニ於テハ、局ニ当ル者殊ニ其ノ態度ヲ慎重ニシ、苟モ課稅ノ酷ニ失スルカ如キコトナキ様深ク注意スル所ナカルヘカラス

上述ノ趣旨ニ基キ

- 一 調査決定ニ当リテハ、イ負担ノ權衡ヲ保持スルコトヲ主トシ、徒ニ歳入ノ増加ノミヲ企図スルノ弊ニ陥ラサルコト、ロ大綱ヲ捕捉スルコトニ努メ細故ニ拘泥セサルコト、ハ法規ノ適用ヲ成ルヘク常識的ナラシムルコトヲ要シ

- 二 稅務官庁ノ態度トシテハ、イ所謂官僚の欠点ヲ脱シテ懇切ヲ旨トスルコト、ロ公明正大ノ態度ヲ持シ策略ヲ弄スルカ如キコトヲ避クルコト、ハ漫ニ秘密主義ヲ採ルコトナク標準率ノ如キモ必要ニ応シ之ヲ開示ヲ拒マサルコト、ニ力メテ誤謬決定等ヲ少カラシムルト同時ニ、苟モ誤謬ヲ発見シタル以上速ニ之ヲ訂正スルコト、ホ常ニ關係官公署商工団体等ト接触シ意思ノ疎通ヲ図ルコト、ヘ課稅ニ対スル納稅者ノ異議不服等ハ懇切ニ之ヲ聽

取シ、充分ノ説明ヲ与ヘテ諒解セシムルニカムルト共ニ、必要ニ応シ其ノ救済手續等ヲモ教示スルニ吝ナラサルコト、ト其ノ他輕佻ニ流レサル限り常ニ納税者ニ対シ好意ヲ示シ適當ノ待遇ヲ与ヘテ、苟モ感情ヲ害スルカ如キコトナカラシムルコト等ニ一層ノ留意ヲ要スヘク、他方ニ於テハ

三 益納税思想ノ普及ヲ図リ、イ納税者ヲシテ能ク税法ノ精神及稅務執行ノ方針ヲ了解セシムル様努力スルト共ニ、口常ニ申告奨励ノ手段ヲ講シ、能ク民意ヲ尊重シテ誠実ナル申告ハ成ルヘク之ヲ採用スルノ方針ヲ採リ、漫然標準率ヲ固執スルカ如キ弊ニ陥ルコトナキヲ必要トスヘシ

右ノ如キハ概ネ改テ新奇ナル事柄ニハアラス、唯現今ノ世局ニ鑑ミ特ニ其ノ必要切ナルモノアルヲ認ム、諸君ハ之カ実行上萬遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

以下、各種事務ニ関シ少シク所見ヲ述ヘムトス

地租事務ノ要諦ハ敏速正確ニ整理ヲ遂行スルニアリ、近年各署ノ成績頗ル見ルヘキモノアルモ、尙未タ数年前ノ年期明又ハ数年前ノ発見ニ係ル無申告異動地ノ整理未済ニ属スルモノ、賦除租ノ分界ヲ誤リ追徴還付ノ手数ヲ要スルモノ等、渋滞誤謬ノ例少カラサルカ如シ、今後一層従事員ニ対スル指導監督ニ意ヲ注キ、本事務ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム

所得税法中一部ノ改正ニ依リ所謂保全会社ノ取締ヲ目的トスル条項設ケラレタリ、本規定ノ運用方ニ付テハ追テ別ニ通達スル所アルヘキモ、其ノ關係スル所大ナルヘキヲ以テ、予メ相当考究ヲ重ネ時ニ当リテ過誤ナキヲ期セラルヘシ、又銀行預金利子全部ニ対シ原則トシテ第二種所得稅ヲ課スルコトニ改メラレタルニ就テハ、常ニ管内預金ノ増減、利率ノ昂低ニ留意スル等、相当取締ノ方法ヲ講セラル、ヲ要ス

田畑所得標準率中小作ニ関スル分ハ、其ノ基本小作料等ニ対シ多少ノ補正ヲ加フルノ余地アリ、又自作ニ関スル分

ハ從來ノ割増法ニ代フルニ獨立ノ率ヲ以テスルノ適當ナルヲ認メ、曩ニ夫々之ニ関スル準則ヲ通牒シ置キタルヲ以テ、各署共相當調査ヲ遂ケラレタルコト、信ス、本会同ヲ機トシ相互有効ナル打合ヲ為シ、衡平適実ナル成果ヲ得ルニ努メラレムコトヲ望ム

營業税法亦本年ヨリ改正ヲ加ヘラレタル所、本年ハ各署共極メテ円満裡ニ調査決定ヲ了スルヲ得タルハ同慶ニ堪エス、改正規定中今後実施ヲ要スル損失ノ場合ニ於ケル免除、同業組合、其ノ他ニ対スル諮問ニ関スル規定ノ如キ、之カ運用ノ当否ハ納税者ノ利害或ハ課税標準ノ適否ニ影響スル所大ナルヘキヲ以テ、能ク税法改正ノ趣旨ニ鑑ミ之カ活用宜キヲ得ル様特ニ意ヲ用キラレムコトヲ望ム

間税ニ関スル犯則年次漸減ノ傾向ニアルハ一ハ當業者ノ自省ニ因ルコト勿論ナルモ、又一ハ積年周密ナル検査監督ヲ執行セルノ効果ニ外ナラスシテ喜フヘキ現象ナリト雖、尚酒造當業者ノ免査定犯ノ如キ各地ニ發見セラル、アリ、俄ニ安ンスヘキニアラス、客年検査監督方法ニ刷新ヲ加ヘ検査上幾多ノ省略ヲ行ヒタルハ、決シテ取締ヲ粗略ナラシムルノ趣旨ニアラスシテ、依テ得タル余力ヲ最有益ニ利用シ検査ヲシテ形式ニ流レ実効ヲ失ハサラシメムコトヲ図リタルニ外ナラス、諸君ハ克ク當務者ヲ督励シテ検査方法改善ノ趣旨ヲ徹底セシメラレムコトヲ希望ス

織物消費税ハ施行既ニ久シキニ拘ラス、生産地方一部ニ局限セラレタルニ因ルカ、之カ法規並ニ物件ニ関スル従事吏員ノ智能一般ニ比較的充分ナラサルノ感アリシヲ以テ、先年來別ニ之カ為メノ講習会ヲ開催スル等相當施設スル所アリタリ、各署ニ於テモ其ノ意ヲ体シテ研究ヲ怠ラス、以テ本稅事務一層ノ挙揚ニ資セラレムコトヲ望ム

徴収成績ハ既往ニ於テ漸次良好ノ域ニ向ヒツ、アリタルニ、昨年度以來退歩ノ傾アルハ最戒心ヲ要ス、畢竟主トシテ一般經濟界ノ不況、思想ノ変化、課税額ノ膨張等ニ基因スヘシト雖、転出、廃業、誤謬訂正等ノ処理遷延、市町村ニ於ケル送納延滞ノ続出等、稅務署事務ノ遲滞若ハ市町村當路者ニ対スル用意ノ不周到ニ基クモノ、亦之ナキニアラ

サルカ如キハ遺憾トスル所ニシテ、殊ニ稅務署直接徵收ニ係ル諸稅ノ納期忘却ニ因ル滯納少シトセサルハ切ニ反省ヲ求メサルヲ得ス、納稅思想ノ涵養ニ臨機ノ督勵ニ將來一層留意セラル、ト共ニ、既發ノ滯納ニ對シテハ適切ナル計畫ノ下ニ之カ処理ヲ速ナラシムル様一段ノ努力ヲ払ハレムコトヲ望ム

昨年四月国有財産法實施以來、雜種財産ニ屬スルモノハ昨年初夏地方庁ヨリ引繼ヲ受ケシ以後、各省ヨリ絶ヘス引繼ヲ受ケツ、アリ、右等ノ外尚官簿ニ登録洩トナリ、若ハ公用・公用ノ目的外ニ放任セラル、モノニシテ、引繼洩ト為リ居ルモノ絶無ヲ期シ難カルヘク、是等ハ各位平素ノ注意ニ依ル調査發見ニ俟ツノ外ナキニ依リ、相當ノ配意ヲ望ム、而シテ雜種財産ハ固ヨリ大体ニ於テ漸次之ヲ処分スルノ方針ナリト雖、之ニ伴ヒ物議ヲ醸スカ如キコトナキ様注意スヘキハ、大臣訓示中特ニ戒メラレタル所ニシテ、從來ノ沿革又ハ四圍ノ狀況ヲ顧ミス、總テ收益主義ニ依リ処分スルヲ以テ能事了レリトスルモノニアラサルヲ知ラサルヘカラス、隨テ從來一般ノ使用ニ放任セラレタルモノ、又ハ所有者ノ如何ニ依リ公衆ニ重大ナル利害ヲ及ボスモノ、如キニ付テハ、処分上慎重ノ考慮ヲ要スヘク、其ノ他売払價格又ハ貸付料金ノ評定ニ付テモ、事實ニ適応シ不公平ナキヲ期スヘキハ勿論ナルモ、高額ニ過キ若ハ負担ノ激變ヲ生セシメ、為メニ地方ノ問題ト為ルカ如キコトハ之ヲ避クルノ要アリ、將來具申報告等ニ際シテハ是等ノ点ニ相當留意アリタシ

以上、各種其ノ他特ニ言及ヲ略セシ諸般事務ニ関シ諸君ニ求ムル所甚タ多く、而カモ從來ヨリ不足勝ナリシ定員經費ノ更ニ著シク削減セラル、ニ至リタルハ痛心ノ至ナルモ、大臣訓示ニ於テ懇篤論達セラレタル通、事國家ノ大計上定止ムヲ得サルニ出ツ、冀クハ一層奮勵相當ノ対応策ヲ講シ、以テ此ノ新局面ニ処スルニ遺憾ナカラムコトヲ

(平 4 広島 14)

145 大正12年8月 大蔵省直税事務講習会の開催

大正十二年八月十一日

大阪稅務監督局圖

小浜稅務署長殿

大蔵省ニ於テ來ル十月上旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内稅務官吏中前途有望ノ者約九十名ヲ選定シ、直稅事務従事者養成ノ目的ヲ以テ、大体從來ノ科目ニ付稅務講習會開催ノ趣ニシテ、当局管内ヨリ右講習員候補者十六名ヲ選拔推薦スル筈ニ有之候條、左記各項了知ノ上、來ル八月十九日迄ニ必ス着局スル様推薦書提出相成度、此段及内牒候也

追テ、從來本局選出ノ講習員試験成績ハ、他局選出者ニ比シ概シテ良好ナラスニ付、特ニ優秀ナル人物ヲ推薦相成候様留意相成度申添候

記

第一 講習員候補者推薦要件

- 一 志操健全ニシテ永ク稅務ニ従事スルノ見込確實ナル者
- 二 直稅事務ニ従事セシムルニ最モ適任ト認ムル者
- 三 年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、且ツ現在判任官トシテ七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直稅事務ニ滿二年以上従事シタル者、但シ年限ノ点ニ於テ本文ニ該當セサルモ、特ニ適當ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ナシ

四 中学校又ハ甲種商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者、但シ優秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認ムルモノニシテ、乙種商業学校卒業若クハ中学三年以上修業、又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者ハ、推薦スルヲ妨ケス、此ノ場合ニハ備考欄ニ特ニ其ノ人物性行等、之ヲ適當ト認メタル事由記載ノコト

五 本省講習並本省講習ト略同程度ノ講習ヲ受ケサル者

第二 候補者選定数

一 候補者式名ノ署

東、西、南、北、玉造、上京、下京、神戸、各署

二 候補者老名ノ署

茨木、堺、住道、伏見、西宮、伊丹、明石、社、姫路、奈良、葛城、吉野、和歌山、大津、八幡、福井、金沢、七尾、富山、高岡、出町、各署

三 任意ノ署

前記各号以外ノ各署、但シ有無共申報ヲ要ス

第三 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第四 講習員候補者推薦書様式〔省略〕

(平 19 金沢 279)

146 大正12年11月 局長會議における大蔵大臣訓示

職臨第一二八号

稅務署長

今回大蔵省ニ於テ稅務監督局長會議ヲ開催セラレ、其ノ席上井上〔準之助〕大蔵大臣ヨリ別紙ノ通訓示演述相成候条、各署長ニ於テモ右訓示ノ趣旨ヲ体シ、稅務執行上ノ方違算ナキヲ期セラルヘシ

大正十二年十一月七日

東京稅務監督局長 加藤守一 印

稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣ノ演說

過般ノ變災ハ被害ノ激甚ナルコト有史以來稀ニ見ル処ニシテ、政治金融ノ中枢タル帝都及外國貿易ノ要衝タル横浜港ヲ焦土ト化セシメタル耳ナラス、関東ノ數県ニ亘リテ非常ノ慘害ヲ來シ、其ノ影響ノ波及スル処ハ帝國ノ全般ニ及ヒテ洵ニ甚大ナルモノアリ、而シテ其ノ震災ニ因リ生シタル經濟上ノ欠陥ハ迅速ニ之ヲ回復スルコトヲ要シ、之カ復興ニ関シテハ官民相共ニ協力シテ此ノ大事業ヲ達成スルノ覺悟ナカルヘカラス、此ノ秋ニ当リ財務ノ局ニ在ル者ハ一層責任ノ加重シタルコトヲ感セサルヲ得サル次第ニシテ、此ノ大事業ニ對シテ十分ノ諒解ト細心ノ注意トヲ要スルコト言ヲ俟タス

今回ノ震災ニ因ル被害者ニ對シテハ、非常ノ場合ノ非常手段トシテ租稅ノ減免並徵收猶予ヲ実行スルコトトシ、曩ニ之ニ關スル緊急勅令發布セラレタリ、之カ施行方ニ付テハ施行勅令、徵收猶予ニ關スル省令並主稅局長ヨリノ通牒等

ニ依リ略々其ノ主旨ヲ了解セラレタルコトト信スルモ、要ハ速カニ震災被害ノ真相ヲ究メ、之カ処分ニ當ツテ寛嚴宜シキヲ制シ、能ク其ノ実情ニ副ヒ、以テ公平円満ナル執行ヲ期スヘキニ在リ

惟フニ租税ハ一国財政上ノ必要ニ基キ賦課徴収スルモノナレトモ、一方ニ於テハ国民經濟ノ反映ナルト共ニ国民思想ノ上ニモ密接ノ關係ヲ有スルモノナリ、從テ其ノ執行ノ當否ハ直ニ國政ノ上ニ甚大ノ影響ヲ及ホスニ至ルモノナレハ、稅務行政ノ局ニ当ル者ハ常ニ國家財政ノ要求ト國民經濟ノ消長、時代思潮ノ變化トニ留意シ適切ナル執行ヲ期スルコトヲ要ス

尚此ノ際特ニ注意ヲ喚起シ度キコトハ、現下ノ時局ニ処スル稅務官吏一般ノ執務振ナリ、即チ稅務官吏ハ事ニ処スルニ公平廉潔、公衆ニ接スルニ懇切丁寧能ク民情ヲ省察シテ機宜ノ措置ヲ採リ、徒ニ平素ノ條規ニ膠着シテ之カ活用ヲ愆ルコトナク、其ノ職務ノ執行ハ簡捷適実苟モ粗漫ニ失セス、苛細ニ亘ラス能ク中正ヲ持シ、時宜ニ適スルノ取扱ヲ為スノ心得ヲ失ハサルコトヲ必要ト信スルナリ

以上ハ所思ノ一端ヲ述ヘタルニ過キササルモ、諸君ハ此ノ前古無比ノ天映ニ際シテ時局ノ極メテ重大ナルニ鑑ミ、又吾國財政ノ前途ハ益々其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ必要アルヲ念ヒ、能ク部下ヲ督勵シテ稅務行政ノ円満ナル執行ヲ図リ、之カ為ニ最善ノ努力ヲ致シ、以テ万遺漏ナキヲ期セラレシコトヲ切望ス

(平 4 関信 49)

147 大正12年11月 震災後の署員官舎建設方上申

職臨第二二三号

大正十二年十一月廿九日

東京稅務監督局長印

厚木稅務署長殿

其署所在地這般ノ災害ニヨリ署員ノ住宅困難ノ狀ハ深ク同情ニ堪ヘサル所ニ有之、就テハ予而之カ緩和ノ方法ニ関シ種々考究ヲ重ネ、過般大藏大臣ニ対シ窮狀ヲ披陳シ、此際官費ヲ以テ舍宅ヲ建設シ必要ノ向ヘ貸与方、別紙写ノ通及内申置候、右ニ対シテハ詮議ノ結果ハ未定ニ有之候ヘ共、幸ニ速急詮議ノ運ニ可至候様、此上トモ折角手配致居候条、此儀御含迄ニ内々及通知候也

職臨第八八号

大正十二年十月廿五日

東京稅務監督局長 加藤守一

大藏大臣 井上準之助殿

吏員官舎建設方稟申

今回ノ震火災ニ際シ当局所轄稅務署管内ニシテ、全市若ハ大部分焼失又ハ倒塌ノ災厄ヲ蒙リタルモノハ、東京市内六箇署、神奈川及千葉兩県ニ於テ五箇署ヲ算シタルモ、其中当市内ニアリテハ強テ署員ノ住宅ヲ得ラレサルニアラサルモ、左記横浜、小田原、厚木及北条ノ各稅務署所在地ニ至リテハ、全市（町）倒塌若クハ焦土ト化シ去リ、爾来当該地稅務署員等ハ孰レモ、彼ノ焼跡又ハ壞家取除跡ノ焼トタン葺等ノ極メテ粗雜狹隘ナル仮小屋内ニ數世帯ト共ニ雜居シ、或ハ稅務署用仮バラック内ノ一隅ニ起臥シテ僅カニ雨露ヲ凌キ居レル現状ニテ、其ノ慘狀見ルニ忍ヒサルモノ有

之、而モ多数ハ下級薄資到底自ラ住宅建設ノ資力ヲ有セサルノミナラス、時々転勤異動ヲ免レ得サル稅務署員トシテハ、自ラ住宅ヲ建設スルハ一層困難ナル事情有之、而シテ一面當該市町村ノ現況ニ徴スルニ、自己ノ居住スヘキ住家ノ建設スラ容易ナラサルヘク、況ヤ他人ニ貸与スル家屋ノ建設ニ至リテハ全ク絶望ト云フノ外ナキ有様ニ有之、(中略)、就テハ之ヲ救済スル為、此際至急右各地ニ官費ヲ以テ若干屋ノ舍宅ヲ建設シテ、是等ノ職員ニ貸与スルノ特典ヲ垂レルルル様是非御詮議相仰度、右ハ菅ニ在勤職員ニ安定ヲ与フルノミナラス、事務能率ノ維持及円満ニ職務ノ執行上緊要ノ事項ト相認メ候条、(中略)、此段及稟申候也

追テ(中略)、追々冬季ニ相迫リ候ニ付本件ハ速ニ実施致度、予メ之カ敷地選定其ノ他準備ノ都合有之候間、至急何分ノ御指示ヲ得度、此儀申添候

(左記)

横	浜稅務署所在	神奈川県横浜市
	小田原稅務署所在	同 県足柄郡小田原町
厚	木稅務署所在	同 県愛甲郡厚木町
北	条稅務署所在	千葉県安房郡北条町

経機臨第一七号

大正十二年十二月五日

厚木稅務署長殿

東京稅務監督局印

其ノ署職員用官舎建設ニ関シテハ、客月廿九日付職臨第二一三号ヲ以テ不取敢及申報置候処、這回之カ新営費予算勅裁濟ノ趣主税局長ヨリ通牒有之候ニ付テハ、直ニ設計ニ着手可致見込ニ付適當ノ敷地ヲ選定シ大至急申報可有之右及通牒候也

敷地選定標準

- 一 官舎ハ庁舎敷地内ニ建設ノ余地アルモノニ付テハ其敷地ヲ選定スルヲ便利トスヘク、然ラサレハ可成庁舎ニ近ク將來通勤上ノ便アル地ヲ選定スルコト、而シテ適當低廉ノ土地ナラハ時宜ニ依リ之ヲ買収シタキ希望ナルモ、若シ雜種財産中適當ノ地アラハ之ヲ敷地ニ充ツルコト
- 二 地坪ハ一九八坪内外トス
- 三 一箇所ニ適當ノ場所ヲ得難キトキハ、二、三箇所又其以上分離スルモ妨ケサルコト、但シ可成近接セル土地ヲ選定スルコト
- 四 借入ノモノニ付テハ其地代及地主トノ交渉顛末ノ大要
- 五 四圍ノ狀況及候補地ノ坪数図面

(昭43 東京 52)

148 「大正12年」 稅務官吏服務要綱

一 (表題) 稅務官吏服務要綱

「 広島稅務監督局 」

目次

- 一 上 論 明治六、七、二八
- 一 戊申詔書 明治四一、一〇、一三
- 一 国民精神作興ニ関スル詔書 大正一二、一一、一〇
- 一 官吏服務規律 明治二〇、七、二九 勅令第三九号
- 一 稅務官吏服務心得 明治二九、一一、一七 主秘第二四五号
- 一 稅務執行ノ方針并ニ官吏服務心得 明治四一、一〇、七 大藏省訓令第四七号
- 一 官紀振肅ニ関スル訓令 大正六、五、二五 内閣訓令第一号
- 一 職員誓約書

詔勅

上 論

朕惟フニ、租税ハ国ノ大事、人民休戚ノ係ル所ナリ、従前其ノ法ニナラス、寛苛輕重率ネ其ノ平ヲ得ス、仍テ之ヲ改正セント欲シ、乃チ所司ノ群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ尽シ、更ニ内閣諸臣ト弁論裁定シ、之ヲ公平画一ニ歸セシメ、地租改正法ヲ頒布ス、庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン、主者奉行セヨ

明治六年七月二十八日

詔書

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ、東西相倚リ彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス、朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ、友義ヲ惇シ、列国ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス、顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル、国ヨリ内国運ノ發展ニ須ツ、戦後日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス、宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ夷ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル国史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ、国運發展ノ本近ク斯ニ在リ、朕ハ方今ノ世局ニ処シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ、爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

詔書

朕惟フニ、国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ、之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ、以テ国本ヲ固クセサルヘカラス、是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、国体ニ基キ淵源ニ溯リ、皇祖祖宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ、後又臣民ニ詔シテ忠実勤儉ヲ勸メ、信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ、是レ皆道德ヲ尊重シテ国民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ、爾来趨向一定シテ効果大ニ著レ、以テ国家ノ興隆ヲ致セリ、朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ、俄ニ災変ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

軌近學術益々開ケ人智日ニ進ム、然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス、今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスム

ハ、或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル、況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ、文化ノ紹復国力ノ振興ハ、皆国民ノ精神ニ待ツ
ヲヤ、是レ実ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ、振作更張ノ道ハ他ナシ、先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ実効ヲ著クルニ在ル
ノミ、宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡励シ浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ、輕
佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ、責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ、忠
孝義勇ノ美ヲ揚ケ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ、出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ
カヲ公益世務ニ竭シ、以テ国家ノ興隆ト民族ノ安榮、社会ノ福祉トヲ図ルヘシ、朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ弥々国本ヲ
固クシ、以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ、爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

摂政名

大正十二年十一月十日

○官吏服務規律

明治二十年七月二十九日

勅令第三九号

第一条 凡ソ官吏ハ 天皇陛下及 天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ、法律命令ニ従ヒ各其ノ職務ヲ尽スヘシ

第二条 官吏ハ其ノ職務ニ付本属長官ノ命令ヲ遵守スヘシ、但シ其ノ命令ニ対シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三条 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉恥ヲ重シ貪汚ノ所為アルヘカラス

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス、謹慎懇切ナルコトヲ務ムヘシ

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス、官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス、其ノ

職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ証人又ハ鑑定人ト爲リ、職務上ノ秘密ニ就キ尋問ヲ受クルトキハ、本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未発ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ、及職務上居住ノ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ、營業会社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ、其ノ職務ニ関シ慰勞又ハ謝儀、又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ、直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授与セントスル所ノ勲章榮賜俸給、並贈遺ヲ受クルニハ 天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ、其ノ饗燕ヲ受クルコトヲ得ス

一 官庁ノ工事ヲ受負フ者

一 官庁ノ為替方又ハ出納ヲ引受クル者

一 官庁ノ補助金ヲ受クル起業者

一 官庁ノ用品ヲ調達スル者

一 官庁ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス、所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 官吏並ニ其ノ家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ、直接ト間接トヲ問ハス商業ヲ営ムコトヲ得ス

第十二條 官吏ハ取引相場会社ノ社員タルコトヲ得ス、及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ、本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四条 浪費シテ産ヲ破リ、其ノ分ニ応セサル負債ヲ為ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五条 官吏ハ私立郵船会社又ハ私立鐵道会社ヨリ、無賃乗船無賃乗車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 凡ソ局長所長其ノ他一部ノ長ハ各所属官吏ヲ監督シ、其ノ過失若シ懲戒処分ヲ行フノ区域ノ内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ、若シ懲戒処分ヲ要スト認ムルトキハ、事状ヲ具ヘテ之ヲ本部長官ニ稟告スヘシ、其ノ情ヲ知り隠蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レズ

第十七条 本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス

○稅務官吏服務心得 明治二十九年十一月 主秘第二四五号

臣民納稅ノ義務ハ法律ニ依ルニアラサレハ之ヲ定ムル能ハス、稅務官吏ハ実ニ租稅法規ノ執行ヲ任トスルモノニシテ、其ノ処弁ノ結果ハ直チニ臣民ノ休戚政府ノ歲入ニ關ス、事ニ此職務ニ従フモノ自ラ其ノ任務ノ輕カラサルヲ省ミ、常ニ慎重ノ注意ヲ為シ、苟モ過誤遺漏ナカランコトヲ期セサルヘカラス、茲ニ稅務官吏服務心得ノ梗概ヲ示シ、以テ其任務ヲ完行スルニ就キ服膺スヘキ綱目ノ大要ヲ知ラシム

第一条 凡ソ稅務ノ執行ハ法規ノ定ムル所ニ遵ヒ、課稅ノ基礎ヲ明カニシ規定以外ノ徵收ヲ為サス、又規定以内ニ於テ逋脱ナカラシムルヲ以テ其ノ目的トス、物件ノ査定、簿書ノ整理、不正行為ノ予防、犯則事件ノ檢挙共ニ皆此目的ヲ達スルノ手段方法ニ外ナラス、稅務官吏ハ常ニ此意ヲ体シ、処理措弁都テ此目的ニ歸着スルヲ期スヘシ

第二条 事務ノ処理ハ固ヨリ周到緻密ナルヲ要スト雖、徒ラニ事ヲ繁細ニシ人民ノ冗煩ヲ致シ、又ハ空過セシムルカ如キコトアルヘカラス

第三条 人民ニ対スルハ須ラク愜切丁寧ナルヘシト雖、自ラ職務ノ分限ヲ守リ漫リニ民業ニ干渉シ、又ハ納稅者ト昵

狎スヘカラス

第四条 職ニ当テハ宜シク嚴正ニシテ熱心ナルヘシ、然レトモ檢束ニ過キテ人民ノ情意ヲ竭サシメス、苛察ニ涉リテ細故ノ摘発ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラス

第五条 事ヲ執ルハ当サニ敏活ニシテ果斷ナルヘシ、然レトモ粗漏ニ流レテ緻密ヲ欠キ、暴慢ニ陥リテ温和ヲ失フヘカラス

第六条 簿書ノ取扱ハ類別ヲ明カニシ保存ヲ確メ、事ニ当テ索引ノ便ヲ得ルヲ勉ムヘシ、稅務官吏ハ常ニ意ヲ此ニ注キ、其ノ整理ヲ忽諸ニ付スヘカラス

第七条 稅務ニ在テハ算數ノ事最モ其ノ多キヲ占ム、而シテ其ノ正否ハ直チニ徵稅ノ当否ト相關係ス、故ニ算數ノ事ニ於テハ最モ心ヲ用ヒ違算誤謬ナキヲ期スヘシ

第八条 逋脱犯則ハ固ヨリ種々ノ原因アルヘシト雖、亦日常取締ノ緊否ニ関スルコト大ナリ、之ヲ事後ニ檢拏スヘキハ勿論ナリト雖、最モ之ヲ未前ニ予防スルコトニ注意セサルヘカラス

第九条 稅務上ノ取締ハ形式ニ流レス実効アルヲ要ス、又公平無私ニシテ人ニ依テ寬嚴同シカラサルカ如キコトアルヘカラス

第十条 稅務官吏ハ職務ニ服スル忠実ヲ旨トシ、同僚ニ對シテハ礼讓ヲ重シシ、各自其ノ地位ニ從テ職分ヲ尽シ、互ニ同心協力シテ全部ノ事務ノ舉カランコトヲ勉ムヘシ

第十一条 稅務官吏ハ人民ノ財産ニ對シテ職務ヲ行ヒ、又ハ犯則行為ノ檢拏ヲ為スモノナレハ、最モ清廉純潔ナラサルヘカラス、故ニ其ノ素行ヲ修メ品操ヲ高クシ勤儉ヲ守リ廉恥ヲ重シ、苟モ他人ノ指摘ヲ受クルカ如キコトナキヲ期スヘシ

第十二条 稅務官吏ハ人民ノ財産ニ関シテ調査ヲ為シ、又ハ物品ノ製造方法ヲ取調フルコトアルヲ以テ、自ラ人ノ機密ヲ知得スルモノナリト雖、職務上ニ要スル外決シテ之ヲ他人ニ漏洩スヘカラス

第十三条 稅務官吏ハ平常注意シテ課稅物件ノ狀況、価格、製造方法等ヲ考察熟知スルコトヲ勉メ、稅務執行上ノ參考トナスヲ要ス

第十四条 稅務官吏人民ニ接スルニハ相当ノ礼節ヲ守リ、舉止言語ハ最モ温厚端正ニシテ、自ラ他ノ敬重ヲ受クルノ実アルヲ要ス

第十五条 稅務官吏ハ人民ニ於テ無礼失言、其ノ他粗暴ノ舉動ヲナスニ遭遇スルモ、決シテ激シテ憤怒シ、憶シテ遂巡スルカ如キ行為アルヘカラス、益々静肅端嚴穩ニ適宜ノ処置ヲ為スヘシ

第十六条 稅務官吏ハ執務ノ際、總テ威儀ヲ損シ体面ヲ傷フ外觀、若クハ舉動アルヘカラス、又課稅物件ヲ檢定スルニ方リテハ、已ムヲ得サル場合ノ外ハ、之カ消費毀損等之レナキ様注意スヘシ

○稅務執行ノ方針並ニ官吏服務心得 明治四十一年十月七日 大藏省訓令第四七号

稅務執行ノ方針並ニ官吏服務ノ心得ニ付テハ從來数次ノ訓示アリ、稅務当局者カ平素能ク其ノ旨ヲ体シ之ヲ実行シテ徳ルナキハ本大臣ノ信シテ疑ハサル所ナリト雖、茲ニ重ネテ本大臣ノ所思ヲ明カニシ、以テ当局者ノ服膺セムコトヲ望ム所以ノモノハ、実ニ稅務行政ノ良否ハ国民ノ休戚ニ関スル所鮮カラサルモノアレハナリ

惟フニ納稅ノ義務ヲ尽シテ國費ノ分担ヲ完フスルハ国民ノ美德ニシテ、徵收ノ目的ヲ達シ國資ノ充實ヲ誤ラサルハ稅政ノ極致ナリ、不正ノ遁脱ハ素ヨリ之ヲ容スヘキニアラスト雖、不当ノ徵收ハ最モ之ヲ戒メサルヘカラス、貴賤ニ依リ寬嚴ノ差ヲ生シ、都鄙ニ依リ輕重ノ別ヲ來スカ如キハ、稅政ニ於テ特ニ避ケサルヘカラスト雖、法規ノ域外ニ超逸

シテ苛察ニ涉リ、事実ノ根基ヲ欠如シテ予断ヲ為スカ如キ、断シテ之レ有ルヘカラス、事ニ稅務ニ從フ者須ラク誠意ノ觀察ニ本ツキ、最モ常識ノ判断ヲ愆ラサルヲ要ス

官規ノ嚴肅ナルヘキハ一般官吏ニ在テ当サニ然ルヘキノ事ニ屬スト雖、人民ニ負担ヲ課スヘキ職務ヲ執行スル官吏ニ於テ特ニ然ラサルヘカラス、稅務官吏タル者須ラク廉恥ヲ重シシ操守ヲ堅クシ、苟モ不正ノ誘惑ニ陥ル如キアルヘカラス、指揮監督ノ任ニ在ル者細心留意嚴ニ規律ノ維持ニカムル所アルヲ要ス

内閣訓令第一号

内閣組織以來政務ノ実績ニ徴シ官吏ノ氣風ヲ察スルニ、官紀ノ弛張ニ関シテ遺憾ナキ能ハス、特ニ意ヲ致ササルヘカラサルモノアルヲ思フ、蓋是レ時運ノ然ラシムル所ナリト雖、内閣ノ更迭頻次ニシテ官吏ヲシテ帰趨ニ惑ハシムルコトアルモ、亦其ノ一因タラスムハアラス、今ヤ欧州戰役ノ影響全世界ニ波及シ、其ノ閑繫スル所独政治上經濟上ニ止マラス、思想上風教上ニ涉リテ誠ニ恐ルヘキモノアリ、是ノ時ニ当リ政務ノ職司ニ在ル者ハ須ク立国ノ大本ニ鑑ミ、国体ノ尊崇スヘキヲ惟ヒ、国情ヲ異ニスル海外ノ事例ニ羈サレシテ、帝國憲法ノ根義ニ攷ヘ自重シテ適從スル所ヲ愆ラス、紀律ヲ守リ一意奉公至誠君国ニ竭シ、以テ国民ノ儀表タルヘシ、官吏ノ宜ク履ムヘキ常經ニ至リテハ、曾テ屢訓諭スル所アリト雖、本大臣ハ内外ノ情勢ニ顧ミ官府ノ実情ニ稽ヘ、茲ニ重ネテ訓諭スル所アラムトス

一 官吏タルノ本分ヲ恪守スル事

凡ソ官吏ハ 天皇ノ任免シ給フ所ニシテ榮譽之ニ尚フルナシ、宜ク 聖旨ヲ奉体シ法令ヲ遵守シテ職域ヲ踰エス、事功ヲ挙げテ責任ヲ全クシ、上司ニ対シテハ服從ノ義務ヲ守リテ能ク其ノ意衷ヲ尽シ、造次 天皇ノ官吏タルニ念到シ、報效ノ精神ヲ以テ尽忠匪躬ノ節ヲ致スヘシ

一 官吏タルノ品位ヲ保ツ事

清廉鯁潔ニシテ且威嚴ノ犯スヘカラサルモノアルハ、官吏ノ品位ヲ支持スル所以ナリ、近時官吏ニシテ收賄横領其ノ他破廉恥ノ罪過ニ問ハレテ刑辟ニ触ルル者ナキニ非ス、亦以テ官紀頹靡ノ一端ヲトスルニ足ル、是レ最戒ムヘキ所タリ、殊ニ举世將ニ輕佻奢侈ノ風ニ趨ラムトスルノ状アルニ方リ、官吏タル者宜ク剛直質慤毅然トシテ守ル所アリ、利ヲ見テ移ラサルノ士氣ヲ負ミ、常ニ浮華ヲ戒メテ儉素己ニ克チ、虔敬自ラ処リテ能ク威嚴ヲ保チ、以テ社会風紀ノ肅清ニ任スルノ意氣アルヘシ

一 繁縟ヲ省キ簡捷ニ就ク事

世事日ニ匆忙ヲ加フ疎漫曠怠ヲ容スヘキニ非ス、平素事務ヲ処理スルコト忠実ニシテ、且敏活ナラサルヘカラス、抑繁ヲ去リ簡ニ就キ疾ニ決行シテ凝滯スルコトナク、勤勉職ヲ奉シ懇切人ヲ遇スルハ、則上意ヲ下達シ下情ヲ上達スル所以ナリ、而シテ覃思熟慮能ク審議ヲ遂ケ、事ヲ苟モスルコトアルヘカラス、既ニ上官ノ裁決ヲ仰キ後ニ至リテ更正ヲ請フカ如キハ、断シテ之ヲ避ケサルヘカラス

一 公私ノ別ヲ明ニスル事

公務ヲ処理スルニハ私心ヲ挟ムヘカラス、若公私ヲ混同シテ割決ヲ二三ニシ、一身ノ利害ヲ顧ミテ是非ヲ誤リ、徒ニ一部ノ歡心ヲ求メテ其ノ好ム所ニ偏シ、情実ニ泥ミ毀誉ニ拘ルコトアルニ至リテハ、正邪ノ岐ルル所之ヲ仮借スルコトヲ得ス、宜ク職司ノ重スヘキヲ思ヒ責任ノ輕カラサルニ省ミ、服務規律ヲ嚴守シ中正不偏心ヲ虚クシテ時流ノ外ニ立ツヘシ

一 秩序ヲ正シクシ言議ヲ慎ミ機密ヲ保ツ事

官庁ノ組織ハ秩序アリテ始メテ統一ヲ見ル、機密ノ外間ニ漏ルルモ亦秩序ノ紊ルルニ因ル、抑秩序ハ人ニ由リテ之

ヲ保タル、而テ官吏ノ秩序ヲ保タムト欲セハ、則先ツ詮叙ヲ慎ミテ尚恪勤ヲ勸メ放曠ヲ戒ムヘシ、先任者ハ規矩ヲ示シテ後進者ヲ率キ、後進者ハ準繩ヲ守リテ先任者ニ隨ヒ、上下礼節ヲ尊ミテ相提撕シ、協心戮力其ノ間実務ヲ習熟シテ専ラ治績ヲ挙クルコトニ勉メサルヘカラス、万一僚属相嫉視シ排擠之レ事トスルニ至ラハ秩序忽ニシテ數ルヘシ、且言議ヲ慎ミ機密ノ漏洩ヲ防ク能ハサルニ於テハ、為ニ紛糾ヲ醸シ事ノ重大ナルニ至リテハ、施テ累ヲ国交ニ及ホスノ虞ナキニ非ス、宜ク深く互ニ戒慎シ井然タル秩序ノ下ニ政務ノ運用ヲ円滑ニスヘシ

大正六年五月二十五日

内閣總理大臣伯爵 寺内正毅

○職員誓約書

私儀、広島稅務監督局管内ニ於テ勤務中ハ、官吏服務規律其ノ他稅務官吏ノ服務ニ関スル訓達等ヲ恪守可仕ハ勿論、仍ホ左ノ事項ヲ実行可仕候

- 一 忠実ニ職務ヲ奉行シ清廉純潔ニシテ、苟モ虚偽欺瞞ノ行為アルヘカラサルコト
- 二 熱心勤勉ニシテ、苟モ怠惰ニ流レ又ハ過誤失態ナキヲ期スヘキコト
- 三 服装容儀ハ常ニ之ヲ端正ニシテ、言語ヲ慎ミ、官吏タルノ品位、体面ヲ損セサルヘキコト
- 四 自己ノ分限ニ応シテ節儉ヲ守リ、苟モ遊興ニ耽リ奢侈ニ流レ、又ハ卑吝ニ失スル等ノコトナカルヘキコト
- 五 親戚又ハ昵近ノ者ニ於テ、職務執行上直接ノ關係ヲ有スル營業ニ関与スルモノアルトキハ、速ニ其ノ事実ヲ部署長ニ申告スヘキコト
- 六 相当ノ理由ナクシテ職務ノ執行ヲ寛假シ、又ハ職務ノ範圍外ニ属スル諸種ノ事項ヲ斡旋幫助スル等、納稅義務者

二不当ノ利益ヲ得セシムルカ如キ嫌アル行為ハ、断シテ之ヲ為サ、ルヘキコト

七 職務ニ服スル場合ハ勿論、職務ニ服セサル場合ト雖モ、職務執行上直接ノ関係ヲ有スル營業者ト往来昵狎シ、金錢、物品ノ貸借、贈答等ヲ為シ、又ハ公会ノ外酒食ヲ俱ニスル等ノコトハ、断シテ之ヲ為サ、ルヘキコト

八 職務上関係ヲ有スル事項ニ関シ、不正ノ利益ヲ図ラムカ為、直接又ハ間接ニ金錢、物品ノ贈答、其ノ他ノ手段ヲ以テ内囑ヲ試ミムトスル者アリタル場合ニ於テハ、直ニ之ヲ拒絶スヘキハ勿論、速ニ其ノ事実ヲ部署長ニ申告スヘキコト

九 職務上知得シタル事項ニシテ納税者ノ秘密トスルモノハ、瑣細ノ事項ニ付テモ嚴ニ其ノ漏泄ヲ慎ムヘキコト

十 法律、經濟其ノ他職務上必要ナル知識ノ修養及技能ノ発達ヲ図ルコトニ努ムヘキコト

十一 些少ノ債務モ成ルヘク之ヲ負ハサルコトニ注意シ、租税其ノ他ノ公課ノ納付ハ勿論、家賃、購入物品ノ代価、下宿料、分派所及旅舎ニ於ケル宿泊料ノ支払等ハ、總テ之ヲ怠ラサルヘキコト

十二 自身ヲ初メ家族ニ至ルマテ品行ヲ正ウシ、苟モ他ノ指摘ヲ受クルカ如キコトナキヲ期スヘキコト

十三 永ク奉職シ自己ノ都合ニ依リ他庁ヘ転勤ノ申出、又ハ任地ノ選択ヲ為サ、ルヘキコト

十四 保証人死亡、転居(当局管外)又ハ免官等ニ依リ其ノ変更ヲ要スルトキハ、速ニ相当手續ヲ取運フヘキコト
右誓約候也

大正 年 月 日

官 職 氏 名 印

広島稅務監督局長 殿

右ノ者身上ニ関スル一切ハ、保証人ニ於テ其ノ責ニ任スヘク候也

(在勤部署)

保証人 官 氏 名 印

本籍地

現住所

職業

本人トノ続柄

保証人 氏 名 印

(注意) 保証人ハ本局管内判任官以上ノ者、及本人ノ親族各一名ヲ以テ連署スルコト

(昭53 広島 9)

149 「大正13年4月」 局長会議答申要領

税務監督局長会議諮問事項ニ対スル各局長答申要領

第一問 税務機関ノ改善及能率増進ニ関スル意見

一 税務署ノ分合ヲ行ヒ、大都市ノ法人事務ニ関シテハ法人税務署ヲ新設シ、間税事務ニ関シテハ交通並課税物件ヲ考慮シテ、二箇以上ノ税務署ノ管轄区域ヲ合併スルコト

二 税務監督官ヲ廢シ、一般監督、税務相談所ノ監督、經濟調査、各種統計調査及文書ノ発受ヲ分掌セシムル為、局ニ新ニ一部ヲ設ケ事務官タル部長ヲ置クコト

- 三 稅務監督局及稅務署ノ分課ヲ改ムルコト（協議事項第一參照）、附問稅官吏ノ制服廢止
- 四 稅務相談所ヲ官制上獨立セシムルコト
- 五 直稅ノ申告申請ニ對シテハ、一面ニ於テ成ルヘク寬容ナル態度ヲ以テ之ヲ是認スルト共ニ、他面遁脫者又ハ遁脫ノ疑アル者ニ對シテハ徹底的ニ檢査シ罰則ヲ勵行スルコト
- 六 監督局官制中ニ監督ノ外、直稅ニ関スル調査權能ヲモ認ムルコト
- 七 判任稅務署長ノ命免、轉補及判任四級俸以上ノ者ノ任免、昇給並高等官ノ管外出張命令等ニ付、監督局長限專行シ得ル様改正ノコト
- 八 大都市ニ於ケル國稅ハ總テ直接徵收ト為スコト
- 九 中央及地方ニ稅務官吏ノ常時教養機關ヲ設クルコト
- 十 判任稅務官吏ノ採用ハ有資格者ニ限り、能吏ハ大ニ拔擢シ、一般ニ待遇ノ向上ヲ計リ、國費ヲ以テ相當慰安ノ方法ヲ講シ、又定年制ヲ設ケテ新陳代謝ヲ行ヒ、共濟會ヲ設ケテ勇退者優遇ノ途ヲ拓クコト
- 十一 稅務監督局事務官並司稅官ノ俸給ヲ一號表ト為スコト
- 十二 大都市稅務署ニハ、署長ノ外高等官ヲ配置シテ署長補佐ノ任ニ當ラシムルコト
- 十三 稅務代書人ノ公認制度ヲ樹テ取締ヲ嚴ニシ、大都市稅務署構内ニハ常時公認代書人ヲ置クコト
- 十四 其ノ他、全般事務ニ付成ルヘク取扱ヲ簡ニスルコト

（細目省略）

第二問 前年所得稅實施ノ狀況及將來施設セムトスル事項

第一種所得稅

一 大会社、保全会社又ハ不正行為ノ虞アリト認めラルルモノニ限り実地調査ヲ行ヒ、調査決定ノ敏速ト正確トヲ期シタリ

二 家族の会社ノ合法的脱税取締ニ関シテハ、局ニ会社ノ名簿ヲ設ケ調査監督上ノ便ニ資シ、調査書類ハ一応局ニ提出セシメテ決定スルノ方法ヲ講シタリ、未タ税法第七十三条ノ二又ハ同条ノ三ノ規定ヲ適用シタルモノナシ（主トシテ会社ノ自覚ニ依ルモノニシテ、中ニハ該当ノモノモアリタルモ、相当説示訂正セシムルノ方法ヲ採リタリ）

三 震災ノ第一種所得税ニ及ホシタル影響

イ 大会社力対株主又ハ対社会ノ関係上、震災損害ヲ資産ノ評価増等ヲ以テ補填スルノ方法ヲ採リ、相当ノ配当ヲ維持スルコトニ努メタル為、税額ノ減少ハ予想ヨリモ軽微ナリ

ロ 震災地ニ於ケル滅失簿書類ハ大部分復旧ヲ了シ（未了約一割）、調査決定ノ状況ハ平常ノ年ト大差ナキ程度ノ進捗ヲ見ルヲ得タリ（未済二割九分）

第二種所得税

一 預金高ト支払利子額トノ割合ヲ調査シテ監督上ノ参考ニ供シ居レリ

二 震災地ニ於テハ預金ノ払戻多カルヘキヲ予想シ税額ノ減収ヲ見込タルニ、事実ハ之ニ反シ預金漸増、新規社債ノ発行等ニ依リ却テ増額スヘキ見込ナリ

三 銀行預金ノ課税ニ伴ヒ、近来産業組合ヲ通シテ之カ課税ヲ免レムトスルモノアリ、将来考慮ノ要アラン
第三種所得税

一 課税ノ権衡ニ一層留意シ、特大都会、大納税者ノ調査ニ主力ヲ傾注セリ（大阪局ニ於テハ監察員制度ヲ設ク）

- 二 納税観念ノ鼓吹及官民協調ノ施設トシテ稅務相談所ヲ開設シ、稅務ニ関スル一般ノ相談ニ応シ、又新聞雜誌ノ利用、講演会ノ開催、ポスター、パンフレットノ調製等ニ依リ、稅法ニ関スル一般智識、就中申告申請ノ方法ヲ普ク諒解セシムルコトニ努メ居リ、相当効果ヲ挙げツ、アリ
 - 三 各種所得標準率ヲ一層実情ニ適スル様改調セントス
 - 四 当初決定ヲ一層慎重ニセシメ、且種々ノ弊害ヲ予防スル目的ヲ以テ、一定稅額以上ノ誤謬訂正又ハ減損更訂ハ局ニ稟議ノ上決行セシメントス
 - 五 東京局ニ於テハ市内各署ノ資料整理ニ関シ、局ニ資料係ヲ設クルコトトセリ
- 第三問 本年營業稅實施ノ狀況及將來施設セムトスル事項
- 一 都会地ノ調査及大納稅者ノ調査ニ主力ヲ注キ權衡保持ニ努メタリ
 - 二 震災地ニ於テハ成ルヘク帳簿調査ヲ見合セ、濫ニ流レサル限り申告是認ノ方法ヲ採リタリ
 - 三 団体諮問ハ大体ニ於テ良好ナル效果ヲ収メ得タルモ、尚十分ト云ヒ難シ、將來諮問ノ範圍ヲ拡張スルト共ニ、益々団体ノ善導ニ努メントス
 - 四 調査決定時期ノ繰上ハ調査上多少ノ困難ヲ感シタルモ、一般ニ着手ヲ繰上ケ、比較的效果少キ事項ノ調査ハ之ヲ省略シ、大ニ各署ヲ鞭撻シテ進捗上遺憾ナキヲ得タリ
 - 五 其ノ他將來施設セムトスル事項ハ所得稅ノ部ト略同様ナリ
- 第四問 震災ニ因ル租稅減免ノ狀況
- 一 事務規程ヲ制定シ署長課長會議ヲ開催シテ取扱上ノ統一ヲ期シタリ
 - 二 新聞雜誌等ニ依リ減免猶予令ノ趣旨ノ普及徹底ニ努メタリ

三 減免税ノ申請ニ関シ不正代弁人ノ跳梁甚シカリシヲ以テ、新聞紙等ヲ通シ一般ニ注意ヲ促シタリ

四 大正十二年度中ニ於テ大部分処理ヲ了シタルモ、約一割余ハ十三年度ニ繰越シタリ（成ルヘク四月中ニ完了セシムル見込）

五 一般ニ好感ヲ以テ迎ヘラレタルハ勿論、当局ノ迅速ナル臨機処置ニ感謝シタルカ如シ、唯左記点ニ付テハ若干不満ノ声ナキニアラス

イ 震災ニ因ル貸倒、有価証券価格ノ下落及現金焼失ノ損害ヲ全然顧ミサルコト

第五問 間税検査監督執行ノ状況並將來施行セムトスル事項如何

一 省略シ得ヘキ検査ヲ廃止シ、其ノ余力ヲ以テ有効ナルヘキ方面ニ対スル監視ヲ充実シタリ

二 從來欠陥多カリシ課税物件ノ集散地及大製造場ノ取締ヲ励行ス

三 時代ノ推移ニ伴ヒ類例ナキ犯則事件統出ノ現象ニ顧ミ、対策ヲ講究シテ之カ防止ニ努メタリ

四 従事員ノ智識欠如ノ傾向アルニ鑑ミ、随時間税講習会ヲ開催シテ教養ニ努メタル外、試験ヲ課シテ一般ノ緊張ヲ促シ、以テソノ向上ニ資シタリ

五 税法取扱上及制裁等ニ関シテ一般当業者ノ注意ヲ喚起シ、自発的喬弊ヲ斗ラム為、種々ノ機会ニ於テ講演ヲ為シ、尚宣伝ポスターヲ頒布シテ、ソノ周知ヲ期シタリ

六 將來ニ於テハ以上ノ事項ニ対シ一層努力ヲ加ヘ、之カ徹底ヲ期セムトス

主税局長「黒田英雄」注意事項（大正一三、四、二四日）

第一 近来税務行政ノ民衆化力高調セラルルニ伴ヒ、往々ニシテ其ノ趣旨ヲ愆リ、種々ノ弊害ニ陥ルモノナキニアラ

サルカ如シ、左ノ点ニ付テハ特ニ注意スルコト

一 納税者ニ対シテハ固ヨリ充分ノ同情ヲ示シ、懇切ナル態度ヲ以テ接スヘキコト当然ナリト雖、恰モ其ノ歛心ヲ買ハムトスルカ如キ言動ニ出テ、稅務官庁ノ威信ヲ失墜シ又ハ指導誘掖ノ道ヲ誤リ、一般納稅觀念ヲ頹廢セシムルカ如キ虞ナカラシムルコト

二 課稅ノ嚴ニ失スルカ如キ弊害ナカラシムルト共ニ、民意ヲ尊重シ誠実ナル申告ヲ採用スルコトニ努ムヘキハ勿論ナルモ、諸般ノ調査ヲ不徹底ナラシメ、又濫リニ納稅者個々ノ区々ナル申告ヲ其ノ儘採用シテ、課稅ノ不公平ヲ來スカ如キ弊害ニ陥ルコトナキヲ期スルコト

三 意思ノ疎通ヲ凶リ官民ノ協調ヲ策スルハ、稅務行政ノ執行ヲ円満ナラシムル為ニ極メテ必要ノ事ニ屬スト雖、其ノ趣旨ヲ誤リ其ノ親近ノ度ヲ超エテ、稅務官吏ノ清廉ニ疑ヲ懷カシムルカ如キ行動ヲ嚴重ニ戒飭スルコト第二 各局ノ步調ヲ統一シ、事務ノ連絡ヲ図ルカ為ニ相互ノ協議ヲ遂ケ、又ハ狀況ヲ視察スルノ必要ナキニアラサルモ、年度末ニ至リ一時ニ多数ノ局署員ヲ管外ニ出張セシムルカ如キハ実益少ナシト認ム、管外ノミナラス管内ニ於テモ其ノ傾向ナキニアラス、中ニハ多数ノ出張員ノ応接ニ悩マサル局署アルカ如キコトヲ耳ニスルヲ以テ相当注意スルコト

尚全国的協議會ヲ催スカ如キ場合ハ、必ス一応本省ニ協議スルコト

第三 曩ニ間稅検査監督執行方ニ関シ改善ヲ加フル処アリ、夫々其ノ効果ヲ挙げラレツツアルコトト信スルモ、多数間稅官吏中ニハ右改正ノ趣旨ハ検査ヲ寬大ニスルニアルモノノ如ク誤解シ、監督弛緩シタルモノナキニアラサルカ如シ、改正ノ趣旨ハ從來比較的有効ナラサル方面ニ費シタル検査力ヲ、最モ有効ナル方面ニ活用シ、以テ實質の効果ヲ挙げムトスルニアリタリ、仍テ右改正ノ趣旨ヲ充分徹底セシメ、検査監督上遺憾ナキヲ期セラレタキコト

第四 各局近来一般監督及部分監督ヲ励行セラレツツアルコトハ之ヲ認ムルモ、執行後ニ於ケル処理方徹底セサル為監督ノ効果充分ナラサルモノナキニアラサルカ如シ、監督事務整理ニ関スル専担者ヲ置ク等適當ナル方策ヲ講シ、監督ノ効果ヲ全カラシムルコトニ努ムルコト

大正十三年四月稅務監督局長會議ノ狀況

諮問事項

- 一 稅務機關ノ改善及能率増進ニ関スル意見如何
- 二 前年所得稅實施ノ狀況及將來施設セムトスル事項如何
- 三 本年營業稅實施ノ狀況及將來施設セムトスル事項如何
- 四 震災ニ因ル租稅減免ノ狀況如何
- 五 間稅檢査監督執行ノ狀況及將來施設セムトスル事項如何

稅務監督局長會議諮問事項要旨

- 一 稅務機關ノ改善及能率増進ニ関スル意見如何

(要旨)

稅務行政ハ經濟事情ノ變遷ニ伴ヒ益複雑トナリ事務ノ分量日ヲ逐テ増加ス、而カモ其ノ經費ハ事務ノ發展ニ応シテ増加スルコト能ハサルノミナラス、却テ之ヲ節約スルノ必要ニ迫ラレツ、アリ、故ニ稅務機關ノ組織及事務執行ノ方法ニ関シテハ、宜シク其ノ繁ヲ避ケ簡ニ就キテ大ニ能率ヲ増進セシムルノ必要アルヲ認ム、之ニ関

スル意見ヲ可成具体的ニ開陳セラレムコトヲ望ム

二 前年所得税実施ノ状況及将来施設セムトスル事項如何

(要旨)

前年度所得税ノ調査決定ニ関スル一般状況、並前年ヨリ改正セラレタル銀行預金ノ課税、決定洩所得ノ追加決定、家族の会社ノ合法的脱税予防ニ関スル規定等ノ施行ニ関スル状況、及将来所得税ノ調査決定(又ハ納税觀念ノ鼓吹、官民ノ協調整等)ニ関シ施設セムトスル事項ニ付答申ヲ望ム

三 本年營業稅實施ノ状況及将来施設セムトスル事項如何

(要旨)

本年分營業稅ノ調査決定ニ関スル一般状況、並税法ノ改正ニ依リ本年ヨリ実施シタル調査決定時期ノ繰上、同業組合等ニ対スル諮問等ニ関シ、其ノ実績及将来營業稅ノ調査決定ニ関シ施設セムトスル事項ニ付答申ヲ望ム

四 震災ニ因ル租稅減免ノ状況如何

(要旨)

震災ニ因ル租稅減免ノ緊急勅令施行ニ関シ減免申請ノ状況、調査及処分ノ進行状況、並民部ノ感触等ニ付答申ヲ望ム

五 間稅檢査監督ノ執行狀況及将来施設セムトスル事項如何

(要旨)

間稅ノ檢査監督ハ課稅物件ノ製造操作並取引狀態等ノ變遷ニ応シ、適切ナル方法ニヨリ之ヲ実行スルニアラサレハ、其ノ効果ヲ収ムルコト難シ、殊ニ近来製造工業ノ發達ニ伴ヒ大規模製造場ノ漸次増加スル傾向アリ、右

ニ付テハ検査監督上考究スルノ必要切ナルモノアルヲ認ム、是等ノ点ニ関シ検査監督ノ状況並将来施設セムトスル事項ニ付答申ヲ望ム

協議事項（主税局提出）

一 現在税務署ニ於ケル全国画一的分課制度ヲ改メ、税務署ノ実況ニヨリ適実ナル方法ニヨルコト

例

(イ) 大都市税務署ニ於ケル直税課各係ヲ独立ノ課トスルコト（名称ハ直税第一課、第二課、第三課トスルモ可ナラム）

(ロ) 税務署事務ノ実況ニヨリ庶務課ヲ廢シ、其ノ事務ヲ直税課間税課ニ分配シ、而課ニ属セサル事務ハ署長ノ直轄事務トスルコト

(ハ) 直税間税ノ二課ヲ合併スルコト

(ニ) 小税務署ニアリテハ分課ヲ全廢シ、署長ニ於テ適宜執務分掌ヲ命スルコト

二 各種所得標準率ノ根拠ヲ正確ニシ課税ノ適正ヲ期スル為メ、将来数年間ノ継続事業トシテ計画的ニ標準率ノ根本調査ヲ為スコト

三 税務相談ニ関スル機関ノ名称組織、并事務ノ範圍ヲ統一スルコト

四 税務署ノ分割合併スル場合ニ於ケル税務署名及其ノ順位

五 局員出張旅費中日額旅費中ニ改ムル用務ノ範圍

六 各局印刷物中各局共通ノモノ（例規中、法律、勅令、省令、訓令、主税局通牒ノ類）ノ印刷ヲ一ヶ所ニテ取纏メ

印刷スルノ可否

(国立公文書館所蔵「勝田家文書」第12号18・19)

150 大正13年5月 局長会議における大蔵大臣訓示要領

大正十三年五月十四日

広島税務監督局長印

各税務署長殿

大蔵大臣訓示要領伝達ノ件

先般開催セラレタル税務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣訓示要領、別紙ノ通ニ候条、職員一同克ク之ヲ服膺シテ税務行政ノ円滑ナル執行ヲ期セラルヘシ

勝田「主計」大蔵大臣訓示要領(大正十三年四月廿一日 税務監督局長會議席上)

戦後我国ノ經濟界ハ兎角萎靡不振ノ状態ヲ繼續シテ居タノデアリマスカ、偶々昨年九月ノ大震災ニ因テ更ニ一層ノ打撃ヲ受クルニ至ツタコトハ諸君御承知ノ通りデアリマス、此ノ秋ニ当リテ我カ国民タルモノハ朝野一致国民精神ノ作興ト帝國經濟ノ振興トニ全力ヲ傾倒致シテ、以テ我国力ノ充実發展ヲ期セネハナラヌコト、信スルノデアリマス、此ノ間ニ処シテ實際ノ經濟事情ニ応シ適実ナル課税ヲ行フコトハ、極メテ困難ナル事業デアリマシテ、税務行政ノ任ニ当ラル、諸君ノ職責ハ寔ニ重大ナリト謂ハネハナリマセヌ、而シテ今日迄ノ所大体ニ於テ円満ニ税務行政ノ執行セ

ラレテ居ルコトハ、私ノ満足スル所テアリマシテ、此ノ機会ニ於テ深ク諸君ノ勞ヲ謝スルト同時ニ、将来益々時勢ノ進歩ニ從テ銳意改善ノ実ヲ擧ケラレンコトヲ希望スル次第テアリマス

稅務行政ノ理想トスル所ハ、收稅額ヲシテ能ク国用ヲ充スニ足ラシムルト同時ニ、國民ヲシテ喜テ納稅スルノ美風ヲ養成セシメ、官民間ニ於ケル無用ノ紛争ヲ根絶スルニ在ルコトハ申ス迄モナイ所テアリマス、諸君ハ常ニ此ノ点ニ注意ヲ払ハレツヽアルコトヽ信シマスケレトモ、尚一層ノ熱心ヲ以テ適當ノ方法ヲ講シ、納稅義務ノ觀念ヲ鼓吹スルコトニ努メ、以テ稅務行政ノ執行ヲ円満ナラシムルコトニ、更ニ一段ノ工風ヲ凝ラサレンコトヲ望ミマス

時勢ノ進運ニ伴ヒマシテ稅務行政ハ益々複雑トナリ、其ノ事務ハ一層ノ繁劇ヲ加フルコトヲ覺悟シナケレハナラヌノテアリマス、而カモ一方ニ於キマシテ財政ヲ緊縮シ經費ヲ節約スルコトモ、亦現下ノ財政上寔ニ已ムヲ得ナイ所テアリマシテ、勢ヒ稅務機關ノ組織ヲ改善シ事務ノ簡捷、能率ノ増進ヲ図リ、以テ此ノ状勢ニ応スルコトカ極メテ緊切ノ要務テアルノテアリマス、此ノ事ニ付テハ諸君ニ於テモ既ニ御研究ノコトヽ考ヘマスカラ、此ノ機会ニ於テ適切ナル具体的ノ方策ニ付キ御意見ノアル所ヲ十分ニ開陳セラレンコトヲ希望致シマス

稅務行政ノ執行ヲ円滑ニシ課稅ノ公正適実ヲ期スルト云フコトハ、結局一般財界ノ状勢ニ対応シテ納稅者負擔力ノ真相ヲ捕捉スルコトニ歸スルノテアリマシテ、之カ為ニハ稅務行政執行ノ職ニ在ル者ハ平素ヨリ広ク財政經濟ニ関スル諸般ノ問題ニ付テ注意ヲ怠ラス、能ク研究考察ヲ遂ケ、以テ一般經濟界ノ大勢ニ通スルコトカ極メテ肝要テアルト信スルノテアリマス、從來此ノ点ニ付テハ多少ノ遺憾ヲ感スヘキ所カアツタ様ニ認メラレマスノテ、先般來本省ト地方各部局トノ間ニ於ケル財務通報ニ関スル施設ニ付テ講究申テアリマシタカ、既ニ大体ノ成案ヲ得マシタノテ著々ヲ実行シタイト考ヘテ居リマス、諸君ハ私ノ意ノアル所ヲ体セラレテ十分ニ其ノ効果ノ擧カル様克ク部下ノ官吏ヲ指導訓練セラレンコトヲ希望致シマス

一般官吏ノ清廉潔白ニシテ忠順勤勉ナルヘキハ言フ迄モナイコトデアリマスカ、国民ノ財産状態ト密接ノ關係アル
稅務ノ局ニ当ル者ハ、特ニ此ノ点ニ付テ深ク注意セネハナラヌコト、考ヘマス、而シテ官民ノ協調、租稅ノ民衆化ト
云フ様ナコトノ高調セラル、今日ノ場合ニ於キマシテハ、多数ノ官吏中ニハ動モスレハ其ノ趣旨ヲ誤解シ、又ハ其ノ
手段ヲ誤テ世人ノ指彈ヲ受クルカ如キ者ヲ生シナイトモ限ラナイデアリマス、又近來一部ノ浮薄ナル思想ノ影響ヲ
受ケマシテ、官界ノ規律カ稍緊張ヲ欠クノ虞カアリハシナイカトモ察セラレルデアリマスカ、若シ万一ニモ斯カル
コトカアリマシテハ、之レハ寔ニ寒心ニ堪ヘナイ次第デアリマシテ、稅務官吏董督ノ任ニ在ル諸君ハ深ク念ヲ此ノ点
ニ致シ、宜シク実践躬行以テ部下ヲ率ヒ大ニ士氣ヲ刷新シ、最善ノ努力ヲ以テ網紀ノ振肅ヲ期セラレンコトヲ切望シ
テ已マナイ次第デアリマス

終リニ、諮問事項ニ付テハ別ニ主稅局長ヲシテ説明ヲ致サセマスカラ、腹藏ナキ意見ヲ開陳セラレマシテ事務ノ執
行ニ資セラレンコトヲ望ミマス

(平4 広島 14)

151 大正13年6月 全国司稅官協議會報告

大正十三年六月十六日

広島稅務監督局印

可部稅務署長殿

先般大藏省ニ於テ開催セラレタル司稅官協議會ニ於ケル黒田「英雄」主稅局長訓示要領、為參考別紙移牒候也

司税官協議会に於ける主税局長訓示（大正十三年五月二十九日）

一 協議会開催の趣旨 従来大蔵省に於ては毎年税務監督局長會議を開催し、又必要に応じて随時税務監督局長又は主務部長の会同を行ひ、所管事務の討議研究を為すと共に、本省の方針並其の趣旨の存する所を指示して税務行政の統一改善に資し來り、更に又同様の趣旨を以て各税務監督局に於ても、夫々署長、課長等の會議を開催し來つたのでありますが、今回の如く本省が直接税務行政執行の前線に立たるゝ諸君の会同を行ひましたことは、未だ曾てなかつたのであります。

此れは諸君は平素事務も多忙であり、又旅費其の他の関係もあり、時に上京して親しく本省の人々に接し、又は他局の管内に出張して事務を視察することに付ては、実行上困難なる事情があるによつたのであります。而して諸君は税務の執行に關し本省の意のある所は、時々監督局を通じ承せられつゝある所とは信じますけれども、親しく本省当局の人々に接し、当局が如何に税務行政に付考察しつゝあるかを了得せられ、又各地方に於て夫々の地方の事情に応じて種々施設考慮せらるゝ所を互に披瀝し、諸般の協議を遂げらるゝことは、諸君相互に於て裨益する所大なるものあるのみならず、中央地方の連絡を緊密にし税務行政の改善進歩の上に齎らすべき効果は決して鮮少でないと思ひますので、茲に此の協議会を開催することゝなつたのであります。

一 税務行政の重大なること 抑も我国の財政は世界大戦を経、国運の進展に伴れて著しく膨張を來したのであります。まして、大正十二年度に於ける歳計は十三億八千九百余万円の巨額に達し、之を大戦前の大正二年度に於ける歳計七億二千百余万円に比すれば九割余の増加となるのであります。我内国税の徴収高も亦從て激増し、戦前（二年度）二億九千五百余万円のもの、今日（十二年度）に於ては七億一千二百余万円を算して居るのであります。而して内国税収入を歳入総額に比較するに、震災の影響のなかつた十一年度に於ては歳入総額に対し六割三分余

に当り、震災の爲其の減収を見たる十二年度に於ても歳入総額の五割六分余を占むるのであります。此れ固より国富の増進、国民経済の発達に伴ふものではあるけれども、斯くの如く租税収入の増加するに伴ひ、之が税務行政の執行は洵に容易ならざるのみならず、国家財政に及ぼす影響亦極めて大なるものがあります。而かも此の間に於て何等の支障もなく田満に税務行政の目的を達成しつゝあることは、当に直接其の衝に当らるゝ諸君並諸君の指揮統督せらるゝ部下の努力の結果にして、洵に満足に堪えない次第であります。私は此の機会に於て諸君並一般署員諸君に対し深く感謝の意を表するものであります。殊に近年一般経済界の進歩発達と国民思想の変遷に伴ふて税務行政は愈々複雑多岐となり、且其の執行は益々困難を加ふるのであります。而かも一方に於て人員経費は反比例的に減少するの已むなき状態に在りますので、此の間に処する署長諸君の苦心は察するに余りあるのであります。然れども国家の財政に最も重要な關係を有する税務行政の挙否は、実に第一線に立ちて其の執行の任に当らるゝ諸君の双肩に懸るのであります。故に何卒諸君は其の責任の重大なるを自覚せられ、邦家の爲奮励努力せられむことを望んで已みませぬ

一 税務行政執行の方針 申す迄もなく税務署長の職責の一は内国税に関する法律命令の執行であります。之は署長事務の対外的方面とも申すべき事項であります。抑も現行の租税制度は元と明治維新以来財政上の要求に従て逐次創設せられたものであつて、之を理論的に觀察し又実行上より之を觀るときは未だ完全ならざる点が少くないのであります。夫れ故歴代の政府は何れも税制の根本的整理を企図したのでありますけれども、種々なる事情に因つて遺憾ながら未だ其の実現を見ないのであります。斯くの如き租税制度の下に於て公平適実なる課税をなし、田満に其の徴収の目的を達すると云ふことは、洵に容易ならざる困難が伴ふのでありますけれども、行政の衝に当る者は出来る丈法の欠陥を補つて執行するやうに努めなければならぬのであります。

租税行政は国民の財産を無償で強徴する行政であるから、其の法規の適用に当りては極めて厳正公平でなければならぬことは勿論であるが、克く社会常識に合致し、実情実態に適合し且克く納税者の了解得心を得ることを期せねばならぬのであります。喜んで納税するの理想境には達しなく迄も、切めて納得して納めると云ふ程度迄には是非努めなければならぬのであります。

従来納税者が税務行政乃至税務官庁に対し反感を懐くに至つた原因は多々あるのでありませうが、其の一には処分に誤謬が多く、而かも誤謬を發見しながら此れが訂正を肯せざること、二には納税者の申述を容易に認容しない風がある。例へば審査請求、訴願等に付ても兎角当初の決定を維持せぬとする嫌あることであると思ひます。一人にして非常に多数の案件を処理するのであるから、絶対に誤謬なきを期すると云ふことは不可能であるかも知れぬが、努めて誤謬なきを期すると共に、一旦誤謬であることを發見したならば虚心坦懐に直に訂正するのが当然である、又審査請求や訴願等の調査に当りても、極めて冷靜公正なる見地に立て之を処理することに注意して貰ひたいものであります。

此等の点に付ては近来本省に於ても各税務監督局に於ても、税務行政の執行をして常識的ならしめ、且税務官庁乃至税務官吏と一般納税者との關係を親和的ならしむべく大に努力しつゝあるので、著しく改善されて来たけれども、諸君は一層克く此の意を体し其の徹底に努められむことを希望するのであります。只凡そ物事が極端に走れば自ら弊害を生ずるものであるから、所謂民意尊重、税政の民衆化も極端に走つて弊害を生ぜざるやう自ら戒心せらるゝと共に、部下の監督の上に於て注意せられむことを望みます。

一 執務上の改善　現在税務署に於ける事務執行上に関し齊しく苦心せらるる全国共通の点は、税務署の事務が重大にして且困難なるに係らず、人員經費之に伴はざることであらうと存じます。此の点に付ては吾々は常に之が對

策に付考慮して居るのですが、未だ充分に其の目的を達すること能はざること遺憾とするのであります。併しながら、税務署に於ける事務執行の方法に付きて一段の工夫を加ふるならば、或る程度迄現在の不便を緩和すること必ずしも不可能ではないと信ずるのであります。近來『能率の増進』と云ふことが社会一般に提唱されて居りますが、我税務に於ても能率増進に付工夫を致したならば得るところ少くはないと存ぜられます。即ち『事務を計画的に執行すること』及『従事員をして常に緊張したる気分を以て執務せしむること』の如きは、最も考慮を要すべきことであると思ひます。思ふに税務署の如き複雑なる事務を行ふ所にありては、往々にして事務執行上統制を欠き不経済に労力を消費することがあるのであります。監督の地位に在る者は事務を執行するに付予め相当の計画を樹て、之に基き組織的に秩序整然と事務を執行するやうにしなければならぬ、何等の計画なく漫然事務を執行すると云ふやうなことでは決して其の成績を挙ぐる事が出来ないのであります。而してこの計画を樹つるに付ては唯単に従來の慣行を追ひ旧態を墨守するに止まることなく、毎に新なる方面に着眼し時代の進歩に伴ふ施設を実現するの用意が必要であります。又署長諸君は内にありては諸般の画策に當ることは勿論であります、之が実行に付ても努めて陣頭に立て部下を指揮監督し、重要な事項の如きは自ら裁断し外部との交渉の如きも努めて之に當るの覚悟がなければなりません。之即ち従事員をして常に緊張したる気分を以て事務に當らしむる所以であります。

一 署員の統督と訓練 諸君の対内的職責は署員の指揮監督であるが、凡そ税務行政をして時勢と共に進歩発達せしむるには是非共時勢を解するの人材を得なければならぬ、社会百般の事情に通するやうに養成訓練しなければならぬのであります。勿論其の爲には或は特設の機関を設くるも一つの方法と考へます。吾々は此等の点に關し種々献策し來つたのであるが、諸種の事情の爲に未だ其の実現を見るに至らないのは甚だ遺憾に堪えない次

第であつて、吾々は今後其の実現に努める考であります。然し乍ら署員の養成訓練の如きは唯単に其等機関に於てなすのみならず、口夕指導し鞭撻することに依りて其の達成を期し得らるゝのであるから、諸君は教養機関欠如の今日に於ては勿論常に署員の指導訓練に意を注いで貰ひたいと思ひます。特に従来税務官吏の研究は兎角税務法規一点張りで、一般財政経済乃至社会事象に付ては進んで研究する氣風を欠くとの非難があるのでありますから、是非是の点に付て意を用ひられたいと思ひます。先般大蔵省に財務通信部が設けられ『財務通報』の刊行をなすに至つたのも、畢竟本省と地方部局との連絡を緊密にすると共に、苟くも大蔵部内の官吏には財政に関する全般の智識を有せしめやうと云ふに外ならぬのでありますが故に、諸君は克く此の趣旨を酌み署員の訓練に活用せられむことを望みます。

一 税界特有の美風を發揚すべし 由来我税務官吏は極めて清廉潔白にして、而かも職務に忠実であることは伝統的特有の美風として常に衿りとして居るのであります。此れは我が税界の先輩が多年培養され來つたもので、所謂税界の家宝であります。然るに近來の傾向に徴すれば、或は時代思潮の変遷に伴ふて此の美風が漸次消滅しつつあるのではないかと云ふことを懼れて居るのであります。殊に未だ非違を行ふものが絶滅せぬのは洵に遺憾に堪えないのであります。勿論偶々起る事件に依りて一般を推律することは出来ないけれども、斯くの如きは是非共根絶せしめなければならぬのであります。諸君は部下監督の上に於て常に此の点に付て思を致され、苟くも非違の發生せざるを期すると共に伝統的美風の發揚に努力せられむことを望みます。

税務行政に關して諸君に望む事項は如上にして尽くるものではありませんが、細目に付ては協議会の進行に伴れ隨時所懐を述ぶる考であります。協議事項に付ては何卒平素の蘊蓄を披瀝せられ、相互に腹藏なく協議を遂げられむことを希望いたします。